

平成28年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

平成28年3月2日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 関田新一君
主 事 須藤孝桜君

議事係長 尾崎 潔君

出席説明員（31名）

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
企画財政部参事 田代雄己君
市民部長 広沢光政君
福祉部長 吉沢寿子君
環境部長 田口茂夫君
学校教育部長 阿部晴彦君
社会教育部長 小俣学君
保険年金課長 嶋田淳君
保育課長 宮鍋和志君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部長 北田和雄君
子ども生活部長 榎本豊君
福祉部参事 尾崎淑人君
都市建設部長 内藤峰雄君
学校教育部参事 岡田博史君
企画財政部副参事 遠藤和夫君
納税課長 中山仁君
青少年課長 中村修君

福祉推進課長 尾又 斉夫 君
みのり福祉園長 石川 伸治 君
環境課長 関田 孝志 君
環境部副参事 長瀬 正人 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
社会教育課長 村上 敏彰 君

障害福祉課長 小川 則之 君
健康課長 志村 明子 君
ごみ対策課長 松本 幹男 君
都市計画課長 神山 尚 君
給食課長 梶川 義夫 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 皆さん、おはようございます。日本共産党、上林真佐恵です。通告に従いまして一般質問を行います。

1番、放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画について。

厚生労働省の調査によれば、従来は少なかった共働き家庭は1997年以降、いわゆる専業主婦世帯数を上回り、現在もふえ続けています。女性の社会参加や経済的自立が女性の生き方にかかわる権利である一方、規制緩和などによる非正規雇用の増加、消費税の増税、高過ぎる住宅費や学費などの影響で、共働きでないと暮らしていけない世帯が増加していることも事実です。

いずれにしても、子育て中の家庭が働き続けることができるよう、児童が安心して過ごせる放課後の居場所を早急に整備することが求められています。

そこで伺います。

①放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画の進捗について。

②児童の放課後の過ごし方に対する課題について。

2番、（仮称）東大和市総合福祉センターについて。

平成28年10月に（仮称）東大和市総合福祉センターが開設される予定ですが、期待とともにさまざまな不安の声も寄せられています。

そこで伺います。

①開設に向けての課題と市の対応について。

②開設後の課題と市の対応について。

3、東大和市内の体育・スポーツ施設について。

平成28年1月に東大和市社会教育委員会議による東大和市スポーツ推進計画作成についての提言がありました。子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらずスポーツを楽しむこと、健康のために日常的に適切な運動をすることはとても大切なことだと思います。

そこで伺います。

①市内の体育・スポーツ施設の現状と市の認識について。

②今後の課題について。

壇上での質問は以上となります。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、放課後子ども総合プランに基づく行動計画の進捗についてであります。国が策定しました放課後子ども総合プランに基づき、平成28年1月から市立第一小学校、第七小学校、第九小学校におきまして、月1回、放課後子ども教室と学童クラブとの連携を試行しております。

今後平成28年6月まで試行を行い、9月から3校で実施回数をふやし、事業を進める予定であります。

次に、児童の放課後の過ごし方に対する課題についてであります。放課後子ども総合プランでは、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後子ども教室及び学童クラブを計画的に整備を進めることを目的としたものであります。

今後放課後子ども教室と学童クラブとの連携を試行し検証を行い、課題等を整理してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）総合福祉センターの開設に向けての課題と対応についてであります。平成28年10月から現在のみり福祉園で実施している事業を（仮称）総合福祉センターに移行する予定であります。このことから、のみり福祉園の利用者及び保護者の皆様が安心して（仮称）総合福祉センターを利用いただけるよう、適切に引き継ぎ業務等を実施してまいりたいと考えております。

次に、開設後の課題と対応についてであります。第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画では、（仮称）総合福祉センターを障害者の地域生活支援の中心的な役割を担うものと位置づけております。このことから、基本計画に基づく必須事業である10の事業が円滑に実施されるよう、引き続き事業実施者と緊密に調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、市内の体育・スポーツ施設についてであります。スポーツの振興は市民の心身の健全な発達、健康増進や精神面の充実などの観点から重要な施策の一つであります。現在市内ではさまざまなスポーツ活動が繰り広げられていますが、活動の広がりとともに、他市に比べて不足するスポーツ施設の整備も大きな課題となっております。

運動施設の整備に当たりましては、用地や財源の確保など解決すべき課題はございますが、過日の施政方針に対する代表質問の答弁でもお答えいたしましたように、都営住宅の建て替えによる創出用地の活用について東京都へ市の要望を伝えてありますので、今後必要な調整を進めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○3番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を始めさせていただきます。

まず、放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画の進捗について、御答弁にもありましたように、ことしの1月から小学校3校で放課後子ども教室と学童クラブの連携を試行されているということですので、この連携事業についてまず幾つか質問させていただきます。

試行は、一小、七小、九小で行われていることですが、通常ですと、授業が終わった後、学童クラブに所属している児童は学童クラブに行き、放課後子ども教室に登録してある児童はそのまま学校に残って校庭や体育館などで行われている放課後子ども教室に参加するっていう形になっているかと思うんですけども、連携の場合、それぞれの児童がどのように動くことになるのか具体的に教えていただけますか。

○青少年課長（中村 修君） 現在試行を行っている学校の放課後子ども教室の児童は、通常、授業が終わって、放課後のスタッフのいる教室に集まってランドセルを置いて参加者名簿に記入してから、その日のプログラムの中から好きなことを始めております。

学童クラブの児童につきましては、授業終了後、一度学童クラブに登所しまして、ランドセルを置いて連絡帳を提出し、指導員が帰りの時間等をチェックしまして、放課後子ども教室に参加できる児童全員で放課後子ども教室に行き、放課後のスタッフから当日のプログラムの内容と終了時間を聞いて放課後子ども教室に参加しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 学童クラブの児童はまず学童クラブに行ってランドセルを置いて、出欠を確認してから学童クラブの指導員が学校まで連れてきてくれて、放課後子ども教室に参加するということですので、学童クラブのほうできちんと児童の出欠の管理ができていますということだと思います。

児童によっては、帰宅時間が早かったり、体調などの理由で放課後子ども教室に参加しないという場合もあるかと思うんですけども、そういう場合はどうしているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 必ず指導員が2人体制でおりますので、1名が学童クラブに残りまして参加できない子供を保育しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 参加しない児童については学童クラブに残って、その際も指導員の方がしっかりと保育をしてくださっているということなので安心しました。

放課後子ども教室に参加している学童クラブの児童のほうに質問を戻しますけれども、現在放課後子ども教室は何時から何時まで開いていて、学童クラブの児童はその中でどのくらいの時間参加しているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 放課後子ども教室は、授業時間の関係で曜日によって学校ごとに違いがありますが、冬の時間はおおむね午後2時から4時まで行っております。また夏の時間につきましては4時半までとなっております。学童クラブの児童の試行の段階ではおおむね3時から40分から45分程度参加をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、放課後子ども教室が終わる前に、学童クラブの児童は一旦学童クラブに戻るといことになるかと思うんですけども、その際は指導員の方が点呼をとって児童は集団で学童クラブに戻るとい認識でよろしいのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） そのとおりでございます。学童クラブの児童は、集合時間までに遊びをした道具等を片づけて放課後のスタッフに挨拶してから戻るようにしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、学童に戻ってからは通常のクラブのときと同じようにおやつを食べて、その後は宿題をしたり、本を読んだり、漫画を読んだり、ゆっくりしながら帰り時間を待つということだと思いますけれども、その認識で間違いはないのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 続きまして、放課後子ども教室の内容についてなんですけど、現在各校で何人ぐらいの児童が登録しているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 第一小学校につきましては157名、第二小学校につきましては226名、第三小学校につきましては132名、第四小学校につきましては235名、第五小学校につきましては119名、第六小学校につきましては163名、第七小学校につきましては231名、第八小学校につきましては310名、第九小学校につきましては179名、第十小学校につきましては255名、計2,007名でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 登録はしていても、実際には習いごとがあったりとか、いろいろな事情で実際には参加しないという児童もかなりいるかと思うんですけども、現在大体何人ぐらいの児童が平均で参加しているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 第一小学校につきましては平均で21名、第二小学校につきましては68名、第三小学校につきましては21名、第四小学校につきましては33名、第五小学校につきましては21名、第六小学校につきましては30名、第七小学校につきましては54名、第八小学校につきましては49名、第九小学校につきましては48名、第十小学校につきましては46名です。全校の平均としましては41名の方が参加していることになっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

続いて、内容なんですけれども、どのようなプログラムが行われているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 各学校のプログラムによって異なりますが、外遊びですと、縄跳び、ボール遊び、たこ揚げ、バドミントンを行っております。また室内では、折り紙、本読み、学習、宿題等をしております。また将棋、卓球等も行っております。ほかに、全部の学校ではありませんが、茶道を行っている学校もございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私も先日、九小での連携の試行を見させていただいたんですけども、簡単な木工作業ですとかたこ揚げとかゲートボールなど、ふだん子供たちがなかなか経験できないような取り組みが行われていて、とてもいいなというふうに思いました。また、外遊びだけではなく、教室内で宿題をしたり、折り紙をしたりというお子さんもいらっしゃるって、とても多彩なプログラムだなと思ったんですけども、この内容はどなたが考えていらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 主にコーディネーターの方が考えまして、他のスタッフに相談して実施しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この放課後子ども教室のスタッフの方ですけども、どのように募集をして人員確保をされているのでしょうか。また、現在各校につき何名のスタッフの方がいらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 募集につきましては市報等で呼びかけをしております。また、ボランティア、スタッフの方々からの紹介などがありまして、現在150名ほどの方が登録されております。各学校平均しますと9名ぐらいのスタッフで実施しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 1校大体平均で児童41名というふうにはさっき御答弁ありましたけれども、その数に対してスタッフ9名ほどということでしたけれども、国の放課後子ども総合プランでは、この全児童対策について

て、職員の配置基準というのは定められているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 国の放課後総合プランのほうでは、人員配置のほうの基準は定められておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 国のほうでは定められていないということなんですけれども、子供の安全という観点からいっても、またスタッフの方からしても、1人当たり見なくてはいけない児童が多過ぎるということであると、仕事としてはかなり大変になってくると思いますので、連携事業を進めていくに当たって、大体おおむね児童何人に対してスタッフが何人必要かという基準が必要になってくると思うんですけれども、その点についてどのように考えておられるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 放課後子ども教室と学童クラブの連携になりますので、学童のほうの指導員のほうが順次ついてまいりますので、その辺の人数のほうは、学童のほうの人数については確保できるのかなと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 指導員の方もそんなにたくさんいるわけじゃないと思いますので、子供が安全に過ごすために何人スタッフの方が必要なかということにつきましてはしっかりと研究をしていただきたいと思います。

また、今回の試行では、学童クラブと放課後子ども教室の連携ということなんですけれども、学校との連携は現在どのように行われているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 放課後子ども教室の運営委員会で審議し承認を得た上で、校長会で連携の趣旨を説明し、個別に試行しております学校長、副校長へ教室、校庭、体育館の使用をお願いして御理解をいただいております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

学校の連携につきましては、後ほど②の課題のところでも触れさせていただきたいと思います。

続きまして、先ほど、今御答弁で運営委員会という言葉が出てきたんですけれども、前9月議会の際にも放課後子ども運営委員会という委員会が設置されているという御答弁があったと記憶してんですが、この運営委員会は現在どの程度の頻度で開催されていて、どういったことを話し合っているのでしょうか。教えてください。

○青少年課長（中村 修君） この運営委員会につきましては年4回ほど委員会を持つ予定でおります。今年度につきましては2回ほど持ちまして、現在今回の試行についてのお話をしたところでございます。実施方向についてお話をしたところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今後行動計画が進んでいく過程で、市のほうでいろいろ考えてる提案をこの委員会の中で審議するというような認識で間違いないでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 運営委員会では協議、審議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） またこの運営委員会の構成メンバーについて、9月議会の際にも質問させていただ

たんですけれども、その後、構成に変わりがないのかどうか、もう一度教えてください。

○**青少年課長（中村 修君）** 変わってはおりません。コーディネーター、社会教育関係、教育委員会、小学校長で構成しております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 現在当事者でもある保護者はメンバーに含まれていないということなんですけれども、今後例えば学童協、学童保育クラブ、父母の会協議会ですとか、PTAの代表ですとか、保護者をメンバーに含むということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 放課後子ども教室の運営委員会の設置当初は、保護者の方やPTAの方もメンバーにいらっしやったというふうにお伺いしておりますけれども、そのときのお子さんが卒業してしまいますと保護者の方も放課後子ども教室から離れていってしましまして、その後の後任の推薦がなかったものと思っております。

保護者の方を委員にお願いすることは可能であるかと思っておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 今後の課題ということで、ぜひよろしく願いいたします。

今後連携事業をふやしていく中で、保護者もメンバーに含んでいくということが求められるかと思っております。昨年、学童協で行ったアンケートでも、学童クラブに今所属している児童の保護者のうち、多くの方が放課後子ども教室にも参加をさせたいというふうに希望していたと記憶しています。また、放課後子ども教室への参加については学童協からも要望が出ているかと思っております。保護者は当事者でもありますし、昨今、家庭によって事情もさまざま、ニーズも異なっているかと思っております。保護者が昼間御家庭にいても、介護をしていたりとか、小さいお子さんがいて小学校の上のお子さんには手をかける余裕がないということもあるかと思っております。忙しい保護者の方も多くて、運営委員会に参加するというのも実際問題、難しい面もあるかと思うんですけれども、今後何らかの形で保護者の意見を聞く場を持ち、行動計画に反映させるということが求められていると思っております。

いろいろな意見を聞く中で新たに発展していくということもあるかと思っておりますので、どのように連携事業、どのような運営が求められているのか、保護者のニーズをまとめて行動計画に生かす必要があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 学童協の役員の方々とは毎年懇談の場を持たせていただいているところでございます。さまざまな御意見、それから御要望等をいただいているところでございまして、予算絡みのことがございますので、予算が確定しないとなかなかお答えできないこともございますけれども、過去にはやはり時間延長、学童の時間延長ということでなかなか、ことしいただいて来年というのはなかなかできなかったんですけれども、過去を見ますと、土曜日の時間繰り上げの解消、それから来年度、ことし4月からでございますけれども、時間延長というところが御要望にやっと沿えたのかなというところがございます。

保護者の皆様方からの御意見は大切なことだと思っておりますけれども、まずは全部の児童がいかに放課後を安全に過ごせるかということが肝要かと思っておりますので、そのため、放課後子ども教室のスタッフの充実、さらには、何年前前から言われております世代交代が必要かというふうに認識しておりますので、現在お子さんを育てておって、家庭保育が可能な保護者の方でないとなかなかスタッフの参加が難しいと思っております。

で、今後御協力いただければと思っているところでございます。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） 全児童が安全に過ごすということはもちろんなんですけども、連携をよりよいものとしていくためにも、ぜひ今後も保護者の気持ちに寄り添っていただきたいと思います。

続きまして、②の児童の放課後の過ごし方に対する課題についてということで、今後の課題について整理をしたいと思います。

そもそも、現在連携の試行を行っている学童クラブと放課後子ども教室というのは、それぞれ目的や役割が違うものだと思うのですが、市はどのように認識されているのでしょうか。

- 青少年課長（中村 修君） 学童クラブは、日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る保育事業の場であると思っております。

放課後子ども教室につきましては、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子供たちの活動の場、居場所になりますが——を確保し、放課後にさまざまな体験活動や地域住民との交流の場であることと認識しております。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） 学童クラブは遊びや生活の場を保障し児童の健全な育成を図る保育事業であり、放課後子ども教室は居場所の確保と、あとは体験ですとか地域との交流の場であるということで、目的、役割が違う事業を連携させていくということになるわけですので、学童クラブと放課後子ども教室が持つそれぞれの目的、役割を縮小させることなく、それぞれを拡充させていくという必要があると思います。

例えば横浜市では、連携ではなくて、午後5時までは全ての子供を対象とした子ども教室で、5時以降が学童保育という一体化を推進してきたんですけども、これに対して学童保育関係者からは、場所も職員も子供たちも一体化するのであれば学童保育の役割は果たせないという懸念の声が上がり、その後、国の放課後子ども総合プランには、学童保育については生活の場としての機能を十分に担保することが重要で、基準に基づいて実施していくと明記された経緯もあります。

学童クラブについては、遊びや生活の場を保障し児童の健全な育成を図る保育事業ですから、安全に預かるというだけではなく、第二の家庭として児童が心から安心できる場所、落ちついて過ごせる場所であることが児童の健全な育成に必要なだと思います。部屋に対して児童の数が多過ぎたりとか、日によって場所が変わったりということがなく、落ちついて学習したり、おやつを食べたり、時にはゆったりと休息したりすることができる環境が児童が豊かに育つ、つまり児童が健全に育成されるために必要不可欠であると思うのですが、いかがでしょうか。

- 青少年課長（中村 修君） 現在の学童クラブの面積基準は、児童1人当たりおおむね1.65平方メートルとなっております。人員配置の基準につきましては、児童45名以上に2名ないし3名の指導員を配置しております。児童数による人数加配としまして臨時職員を配置しております。また、障害児等の加配としまして、児童2人に対して1名の臨時職員を配置しているところでございます。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） 今後行動計画には、平成31年までに現在の学童クラブの2分の1を学校内に移設するというところで書かれてるんですけども、ここで重要になってくるのは、学童クラブの目的、役割を後退させないように、つまり今御答弁ありました面積基準ですとか職員配置基準などの基準を満たしつつ、小学校内に

移設していくということだと思いますので、ぜひその基準をしっかり守って移設を行うということが必要になってくると思います。この基準というのが後退しないよう確実に進めることを強く要望させていただきます。

特に学校内の空き教室を利用する場合は、学童クラブとしてきちんと機能するように児童の生活の場としての役割を果たすということが求められますが、具体的にはどのように整備をする予定なのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） まだ着手はしてないところでございますけれども、現在第二小学校、第四小学校におきまして第二学童、第四学童での待機児童の対策といたしまして、第二小学校、第四小学校の余裕教室を使わせていただきましてランドセル来館を実施してるところでございますので、そちらのほうのノウハウ、それから課題等々も整理いたしまして、計画期間、これからあとまだというか、5年のうちのあと4年ございますので、今後教育委員会と調整してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ランドセル来館は今の学童クラブに対しては基準としては不十分かなというふうに思っていますので、あくまで暫定的な対応としてはいいと思うんですけども、児童の安全に遊ぶ場、そして生活の場ということで保障していただけますよう十分な検討を引き続きよろしく願いいたします。

平成31年までに市内の2分の1の学童クラブを小学校内に移設ということで、学校によってはここは空き教室を使えそうであるとか、敷地内に学童クラブを移設できそうであるとか、ある程度現状から予測ができてると思うんですけども、具体的な検討というのは始めているのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほどもまだ検討の着手はしてないというふうにお答えいたしましたけれども、やはりこれから我々担当のほうで案を練りまして教育委員会と協議をしてみたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 続きまして、人員の確保についてですけども、学童クラブと放課後子ども教室の連携の試行は6月まで行って、9月からは実施回数をふやすということなんですけれども、回数をふやすとなると、当然スタッフの方もふやす必要があるかと思います。

先ほどの御答弁で、国の放課後子ども総合プランにはスタッフの職員配置基準がないということだったんですけども、先日、連携の試行を見せていただいた中でも、児童同士が結構激しいけんかを始めてしまったりですとか、また特に小学校低学年のお子さんということだと、なかなか大人の言うことも聞かなくて、学童の指導員の方も放課後のスタッフの方もかなり御苦労されてるなという様子が伺えました。

児童が安全に過ごすためにも、また支援員の方々や放課後スタッフの方々の労働環境という点でも、児童何人に対しておおむねスタッフが何人必要かという基準が、先ほども申し上げたんですけども、今後そういうものが必要になってくると思いますが、9月から連携事業をふやすに当たって必要なスタッフを確保できる見込みはあるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 人の確保は早目に確保したいと思っております。必要な人数を確保したいと思っております。

また、人件費につきましては、当初予算の案の中に増額して計上させていただいておりますので、その辺も加味して行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 安全に運営を行うためには、参加する児童の数に対応したスタッフの確保が必要にな

ってくると思います。

現在スタッフの方々は、報酬などどのような条件で来ていただいているのでしょうか。

○**青少年課長（中村 修君）** 放課後子ども教室のスタッフは原則ボランティアで行ってしておりますが、報償費としてコーディネーターに1時間850円、安全管理員、学習アドバイザーにつきましては600円の謝礼をお支払いしてるところでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 安全の運営のために必要な人員を、スタッフを確保するということですので、ある程度の労働条件というものが必要になってくると思います。

先ほども質問の中にあっただすけれども、放課後子ども教室の時間だけでなく、準備をしたりということもありますし、毎日のこととなるとそれなりの時間と人数が必要ですし、全児童対策ということですので、障害を持ったお子さんですとか、特別な支援を必要とするお子さんにも対応していくということを考えれば、専門知識を持った有資格者の確保も一定数必要になってくるかと思えます。平成31年までそんなに長い期間があるわけでもないのに、どんなスタッフが何人必要であるとか、労働条件をどうするのかといった具体的な計画を立てていかないと間に合わないのではと思うんですけれども、現在のどの程度進んでいるのでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 今現在試行を行っておりますので、その中でいろいろ問題点等が抽出できるかと思えますので、計画に即した方策をそこで考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 学童クラブの指導員についても言えることなんですけれども、安全に児童を預かるためには、専門的な知識ですとか経験も必要になってくると思いますし、子供、お子さんを預かるということで責任もありますので、スタッフの方々には、その責任ですとかスキルに見合った処遇を保障していただきたいと思えます。その点についてはいかがでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 平成27年度から学童クラブの指導員は放課後支援員となるための研修を東京都におきまして受講しておりますので、今後順次全指導員が受講できるようにしたいというふうに思っているところでございます。

そういうことから、国のほうでも放課後の支援員としての役割は重要になってるというふうに認識をしているところでの研修の設定かと思っております。

放課後子ども教室のスタッフにつきましても、先ほど答弁いたしましたように、あくまでも地域のボランティアの方々がお子様の見守り役として担っていただいて当初出発しておりますので、その考え方はいまだに変わっていないと思っておりますので、処遇につきましては今後の課題とさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 地域の方々にボランティアとして参加していただくということは今後も必要かと思うんですけれども、核となる人員というんですかね、やはり中心的に責任を負ったりとかという方も一定数必要になってくると思いますので、今後の課題ということですので、ぜひしっかりと検討していただきますようお願いいたします。

続きまして、今後の学校との連携についてなんですけど、学童クラブが小学校内に移設されて、放課後子ども

教室も学校内で行われるということであれば、当然学校との連携も必要になってくると思うんですけども、連携を今後行っていくに当たっての課題はどのようなものがあるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 事業時間内の施設面の空き状況、校庭、体育館、教室の空き状況が挙げられると思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今現在行っている連携事業の試行についてと、また今後連携事業を進めていくに当たって現場の先生方の御意見というのは聞いていらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 放課後子ども運営委員会の会議の中におきまして、実際に連携を実施している小学校の校長先生、副校長先生からは意見を聞いているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど、保護者からの意見を反映させてほしいという要望もしたんですけども、現場の先生方も基本的には放課後子ども教室には参加しないものかと思っておりますけれども、学校内で行われる事業ということになりますと完全に無関係というわけにはいかなくなってくるのかなと思います。

ただ、先生方、今本当にやるべきことが多くて御苦労されているというお話も聞いてますので、今後連携事業を進めるに当たっては、現場の先生方のお話もぜひ聞いていただきたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 現在学校の教諭、先生は放課後子ども教室には授業の関係で参加しておりませんが、校長先生、副校長先生に意見が届けられるようでしたら参考にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひいろんな方からの意見を聞いて反映させていただきたいと思います。

続きまして、他の自治体では、学校内だけではなくて、図書館ですとか児童館を使った全児童対策を進めているというところもあるようなんですけども、当市でもそういったことを視野に入れているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 現在はそういう形では入っておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 児童館や図書館など、学校でない場所での全児童対策ということになりますと、児童の安全確保をどうしていくかなど、課題も大きいものと思いますので、そこは慎重に進めていただきたいと思っております。

全児童対策ということになりますと、児童の放課後の居場所を確保するという役割、また多彩なプログラムで放課後を有意義に過ごすという役割、そして保護者の帰宅時間まで第二の家庭として生活の場を保障して児童を安全に預かるという役割、さまざまなことが求められますので、地域の協力も今以上に必要になってくると思いますし、市全体として児童の放課後のあり方というものを考えていくことが求められているのではないかと思います。

現在東大和市では国の放課後子ども総合プランに沿った内容での行動計画を進めていると思うんですけども、東大和市としてこのような放課後のあり方を目指していくというような独自のビジョンのようなものはあるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 当市は現在日本一子育てしやすいまちづくりを市を上げて推進しているところでございますけれども、全ての就学児童が放課後において孤立することなく、安全、そして安心に過ごせる場

を設け、多様な体験、活動をもらってるところを目指してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 放課後、児童が孤立することなく安全に過ごす場所があるということは、保護者の就労支援にも直結する問題だと思います。格差が広がる中、家庭の事情も本当にさまざまです。ひとり親の家庭や介護をしている家庭、生活が困窮している家庭、またお子さんに障害がある場合など、特別な支援が必要な家庭もあって、それぞれのニーズに対応していくというのは本当に大変なことだと思うんですけども、全ての児童を対象にする以上、きめ細かく対応していく必要があると思いますので、引き続き児童の放課後対策というところでしっかり進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、（仮称）総合福祉センターにつきましてですが、きのう他の議員からも質問がありましたので、重複する質問については省略させていただきたいと思います。

まず①開設に向けての課題と市の対応についてですが、開設に向けての課題としましては、現在のみのり福祉園で実施している事業を総合福祉センターに移行するに当たり、みのり福祉園の利用者や保護者の方々が安心してセンターを利用できるよう適切に引き継ぎ業務を行うという御答弁だったかと思います。

引き継ぎの詳しい内容につきましてはきのうも他の議員から質問がございましたが、私からも何点か確認させていただきます。

まず、みのり福祉園から総合福祉センターに移る方については、新しい場所で、みのり福祉園でのこれまでの環境が引き続き保障されるのかということについて特に不安を持たれているかと思います。例えばみのり福祉園では車椅子からおりて横になれるスペースがあるけれども、新しい施設ではそういった場所が確保されているかどうか、また総合福祉センターは土足での利用になるということで、衛生面で問題がないかどうかという具体的に心配に思っているということを伺ったんですけども、これらのについての対応はいかがでしょうか。

○みのり福祉園長（石川伸治君） まず車椅子からおりて横になれるスペースということでございますけれども、事業実施者によりましてソファやマットレス等を用意する予定でございます。生活介護棟2階には2カ所の多目的室、それと機能訓練室を設けているとともに、日常生活室においても区切られたスペースやリラクセスできるスペースを確保しております。

また、衛生面についてでございますが、総合福祉センターでは土足利用となっておりますが、清掃作業を毎日実施していくことを予定しておりますので、問題はないと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ほかに、現在みのり福祉園には車椅子の利用者の方が11人ほどいらっしゃるということだったんですけども、地震や火災の際の避難について、みのり福祉園ではふだん1階で過ごしているので、避難が必要な際には外にすぐ出ることができるということなんですけれども、総合福祉センターでは2階または3階で過ごすことになるというふうに向いました。地震や火災の際など、すぐに避難しなくてはならないという事態になったときに、外にスロープ等がないというお話も聞いたんですけども、どのようにして避難はするのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 緊急時におきましての対応でございますが、職員によります状況に応じた適切な誘導によりまして屋外の直通階段、こちらなどを利用しまして安全に避難していただきます。

また、自家発電設備が設置される予定でございますことから、一般停電時におきましてはエレベーター等の

特定場所につきましては約二、三時間の運転が可能となります。また、さらに3階、4階におきましては、避難上有効なバルコニーというものを設置してございますので、これらを複合的に組み合わせることによりまして対応する形となります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 避難上有効なバルコニーが設置されてるということなんですけれども、広さなど、車椅子の方が11人ということですので、避難できる面積は十分に確保されているものなのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） この避難上有効なバルコニーといいますのは、3階、4階の居室に面したバルコニーとなっております。そこは裏から表に抜けるような形になってございますので、こちらのバルコニーにつきましては、火災等がございましたらそこに緊急に避難して、はしご車等により避難救助を待つような、そんな形のバルコニーでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 実際に火災や地震の際にどのように動くようになるかということだと思いますので、避難訓練など実施して確認して、万が一のときに迅速に対応できるように強くお願いいたします。

また、続きまして、職員配置についてなんですけど、今現在みのり福祉園では基準に基づいて職員が配置されてると思うんですけど、職員の配置基準というのは何名になるのでしょうか。また基準より多く職員が加配されているということは現在あるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センターの職員の配置についてでございますが、事業所指定の基準がございますので、それに従った基準での配置というような予定でございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 済みません、現在のみのり福祉園での基準に加配があるのかどうかということで、もう一度伺います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在のみのり福祉園の職員の配置でございますが、おおよそ基準どおりに配置されております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

また、きのうの御答弁では、実際にセンターで見学やシミュレーションなどを行えるようになるのが9月中旬以降ということで、みのり福祉園の方がセンターになれるまで、ちょっと余りにも期間が短いように思ったんですけども、利用者の方が少しでも早くセンターになれるようにお願いするためにも、できるだけ多く時間をとってセンターになれるように私からも強く要望をさせていただきます。

また、みのり福祉園からの移行につきましても、10月の開設のときに一斉に移るというような御答弁だったんですけども、利用者の中には特に環境の変化に敏感な方というのもおられると思います。施設も変わり、職員も変わりということになるとかなり混乱してしまうおそれもありますし、そこから精神的に不安定になってしまうということにもつながりかねませんので、一斉ではなくて、何人かずつに分けて、日にちを分けて移動できればというふうにするんですけども、どうしてもこれが不可能なのかどうか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 利用者の不安を取り除くということでございますので、ことしの夏ごろから事業実施者の引き継ぎ業務の職員が現場に配置される予定でございます。7月末には総合福祉センターの建設

が竣工するという予定でございますので、事業実施者の了解を得まして、みのり福祉園の活動の一環といたしまして、新しい施設の見学やトイレ等の確認、今後の活動をシミュレーションするなど、確認する機会をできるだけ多く設けまして、利用者に少しでも新しい施設になじんでいただけるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） センターの職員の方にとっても、一斉に利用者の方が移動してくるというよりは、何人かずつ順番に移動されたほうが混乱や負担も少ないものと思いますので、市のほうからも事業実施者に対して調整をお願いしたいと思います。

また、現在みのり福祉園で働いていらっしゃる嘱託職員、臨時職員の方につきましては、引き続きセンターでお仕事をされることを望んでおられる方もいらっしゃるかなと思います。きのうの御答弁では、市は職員のそういう希望については把握してないということで、職員配置の基準が守られていれば市は把握してなくても問題ないというようにちょっと聞こえてしまったんですけども、市の課題として、みのり福祉園で行っている事業を適切に引き継ぎをしていくということで明言されているわけですし、市は引き続き総合福祉センターに対しても責任があるのですから、事業実施者任せにせず、みのり福祉園の利用者の立場に立って円滑にセンターに移行できるよう、適切にセンターの運営にかかわる必要があると思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 議員のおっしゃるように、みのり福祉園の業務を適切に引き継いでいくことは必要でございますので、職員の配置につきましてはやはり事業実施者のほうの決めることでございますので、臨時職員あるいは嘱託職員につきましても、そちらのほうに応募していただいて、そちらのほうで対応していく形になりますので、現在みのり福祉園のほうで引き継ぎ業務を行っておりますので、その中でできる限りスムーズに引き継ぎができるように、正職、嘱託、臨職、あわせて引き続き続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） きんの御答弁の中で、センター長の方もまだ決まっていないということで、私も聞いていて大分不安に思ったんですけども、利用者や保護者の方の不安というのはもうさらにもっと大きいものだと思います。センターの職員というのは利用者や保護者にとっては本当に大きな存在になると思いますので、そのセンター長がまだ決まっていなかったか、職員も決まっていなかったことについて、市はどのように認識されているのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） ちょうど今、年度末の時期でございますし、今ちょうど採用の事務を立川のハローワークを通じて事業実施者のほうが行っている最中でございますので、そういったところで人事配置等につきましては事業実施者のほうで責任を持って行っていただくよう、引き続き私どもも事業実施者のほうと調整してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 利用者の方々が引き続き総合福祉センターに移っても安心して過ごせるように円滑な引き継ぎ業務を行うということは本当に重要なことだと思います。また、その引き継ぎ業務にかかわる職員の方というのも責任も重し、負担もかなりあると思います。重要な仕事に携わることになりますので、職員の方々にとっても安心して働けるということができるよう、事業実施者に対して市のほうからも労働法規

をきっちり守らせるなど、市からもしっかりとした指導を今後もしていただきたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 事業実施者におかれましては、既にもう長年、秋田や埼玉の川口のほうで同様の事業を手広く実施している事業者でございますので、そういったところでの就業規則とか、そういったものはきちんと整備されてるということで私どもは安心してお任せしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今後も市のほうからも適切にかかわってしっかりと対応していただきたいと思います。また、このほか、市に対して、利用者の方々以外の、市民の方からも直接さまざまな声が寄せられているかと思うんですけども、どのような相談があって、市のほうではどのように対応しているのか教えていただけますか。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 昨年10月からみのり福祉園のほうで実施されております引き継ぎ業務、その個別面談等におきまして移行に向けての不安等の声が寄せられております。利用者及び保護者等の疑問や不安等が解消できますように、事業実施者におきまして個別面談の中で丁寧な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 利用者以外の市民の方からというのは特に何か質問とか、そういうものは寄せられていないのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） みのり福祉園の利用者以外の方からについては、市内の障害者団体の皆様から、設備面ですとか運営面についていろいろ御要望をいただいております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） その質問に対してはどのような対応をされているのでしょうか。個別に団体の方から質問を受けたらその都度お答えするというようなことでよろしいのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） いろいろな御要望等いただいておりますので、障害者団体向けの説明会というのをこれまでの間何度か実施しております。最近ではこの2月の頭に実施しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市民の方からも、利用者以外の方からも、そういう質問ですとか要望など寄せられているということですので、引き続き適切に市として対応をお願いしたいと思います。

利用者の方々には個人面談をされているということできのうからも御答弁あったんですけども、きのうの御答弁の中では、この利用者の方々に対する個別面談、1回ないし2回行うということで、ちょっと少ないかなというふうに感じました。みのり福祉園の利用者につきましては特に丁寧な対応が求められると思います。健常者にとっては些細な変化であっても、利用者や保護者にとってはその些細なことがとても大きな変化であったり、繰り返しになりますけれども、環境が変わることによって不安定になってしまったりということも考えられますので、利用者や御家族、保護者の方の不安を払拭するためには、個別面談だけでなく、この総合福祉センター開設についての、移動するについての専門の相談窓口のようなものを開設するというのも考えられると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） みのり福祉園の利用者や保護者の皆様からの御要望等につきましては、引き続き引き継ぎ業務の中で丁寧に対応してまいりたいというふうに考えておりますし、それについては事業実施者のほ

うにもお話をしていきたいというふうに思っております。また、障害者団体や市民の皆様からのそういった御意見、御要望に関する部分でございますけれども、今後も適宜説明会あるいは懇談会などを行うことにより対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 新しい施設ということになりますので、利用者の方々がいろいろと不安を持つというのは当然のことだと思います。利用者の方々にしてみれば、移行のスケジュールなどもまだ示されていないために余計に不安が募るということもあると思いますので、市のほうで課題をきちんと整理して、利用者の方々や保護者の方だけでなく、広く市民に示していくということが求められると思いますので、引き続きしっかりと対応をお願いします。移行スケジュールなども早急に、利用者の方だけでなく、市民に対しても示していただきますように要望いたします。

続きまして、2番の開設後の課題と市の対応についてですが、総合福祉センター開設後についても、運営そのものは事業実施者が行うということになりますけれども、市にも引き続き監督責任というものがあると思いますので、その点について伺いたいと思います。

開設後に市の責任を果たすために、具体的にはどのような対応をされるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 開設後についてでございますが、（仮称）総合福祉センターで実施する事業のうち、生活介護や就労継続支援、就労移行支援等の給付費事業につきましては障害者総合支援法に基づく法定の事業でございますので、事業者指定を行う東京都とともに指導、検査等を行い、適正な事業運営がなされるよう指導、監督を行ってまいります。

また、地域活動支援センター、就労生活支援センター等の委託事業につきましては、委託の仕様書、委託契約書に基づきまして適正な事業運営がなされるよう指導、監督を行ってまいります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） 適正な指導、監督を行っていただけたということだったんですけども、具体的にはどういう形で指導、監督を行う予定なのでしょう。例えば定期的に施設を見学したりですとか、事業者と運営についての協議の場を持つなどあるかと思うんですけども、具体的な内容について教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 具体的な指導、監督の内容についてでございますが、委託事業で行います地域活動支援センターの事業や就労生活支援センターの事業につきましては、現在同様の事業を行っております精神障害者の地域生活支援センターウエルカムで行っておりますが、月例の報告書あるいは定例的な打ち合わせ会議等を行ってまいります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） きのも他の議員から要望があったんですけども、開設後、運営協議会などを設置して課題を整理して対応していくということが求められると思います。またその際には、障害者団体等にも積極的に参加していただき意見を反映させるということも必要だと思います。

運営協議会につきましては検討項目として挙がっているということで、今後事業実施者と協議を進めて調整をされるということだったんですけれども、市として運営協議会の必要性というものをどのように認識されているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 総合福祉センターが障害者の方々の地域生活支援の中心的な役割を担っていただくということでございますので、非常に重要な役割であるということで私ども認識しております。

そのため、先ほど来出ております連絡や調整を行う機会ということをきちんと設けていただくよう、引き続き事業実施者のほうとは調整を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひよろしくお願ひします。新しい施設ですので、開設する前はもちろんのこと、開設してからもいろいろと予期しなかった問題などが起こるという可能性もあるかと思ひますので、それを協議する場所が必要だと思ひます。

また、市の直接の運営ではなくて、事業実施者が運営を行うということになりますので、施設の透明性をどう担保していくかということが重要であると思ひます。

極端な例なんですけれども、最近ニュースでも取り上げられているような川崎の老人ホームでの転落事故ですとか、また高齢者施設での虐待ですとか、ほかにも知的障害者の施設とか、乳児を預かる小規模保育施設などでも虐待が起きているという現実もあります。絶対にあってはならないことなんですけれども、特に認知症の高齢者ですとか、知的障害者や乳児など、自分の気持ちを言葉で表現することが難しい人々に対して虐待が起きているということも事実です。また、虐待の理由というのは、もちろん一概には言えませんが、その虐待が起りやすい環境因子の一つとして、施設が周りから見えにくい、不透明であるということはいえるかと思ひます。

また、万が一経営難になって撤退するというような事例についての危機管理対策についても事業実施者とは協定を結んでいるということだったんですけれども、経営難につながるような問題を協議会などの場でいち早く発見することができれば早期の問題解決にもつながりますし、いずれにしても、市が責任を持って指導、監督を行っていくに当たって運営協議会などの設置は必要不可欠であると思ひますが、もう一度この点について確認させてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうからさまざまな社会福祉施設等に関するこれまでのそういった問題とか虐待等の今後も懸念されるというようなお話もいただきました。

市内には数々の社会福祉施設がございます。いずれもそれぞれ適切に社会福祉法人なりNPO法人の方々に運営をしていただいているところでございます。

市といたしましては、適切にそれぞれの法に基づき、東京都とともにサービス事業者として指導、監督等を行っているところでございますので、総合福祉センターに関しましても、これまで行っていた市内のさまざまな社会福祉法人やNPO法人と同様な形で適切にそういったことが起こらないよう関与してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。ぜひ引き続きお願ひいたします。

市が責任を持って指導、監督をするということを目に見える形で保障していく、担保していくという点でも運営協議会の設置が求められていると思ひますので、ぜひ市からも事業実施者に対して積極的に働きか

けをお願いしたいと思います。

また、他市の例で、武蔵村山市の保健福祉総合センターには、センター内に市の福祉課の窓口ですとか社協の窓口があるということなんですけれども、そういったことは考えておられるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 総合福祉センターは、市の土地を無償で貸与して事業実施者に民設民営で運営していただく施設でございますので、市の福祉部の部署や社会福祉協議会の窓口をそちらに置くということは考えておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 当然、窓口じゃなくても連携というのは行っていくという御答弁きのうもあったんですけれども、具体的にどのような形で連携を行っていくのか、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 具体的な連携についてでございますが、例えば地域活動支援センターの事業が種々ございます。その中で関係機関の連携を図ることがございますので、そのような中での連携を図っていくということと、それから事業の中で、今までは障害当事者向けの催しが中心でありましたが、今後一般市民向けとしてボランティアの育成ですとか、障害者理解についての事業ですとか、そういうところに取り組んでいくというところで連携を図っていくということを想定しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 繰り返になってしまうんですけれども、市には、今後もセンターに対する責任があるわけですから、市のチェック機能をどう保障するのか、それを市民にしっかり示していく、市が適切にかかわってきちんと事業実施されているということを市民に広く示す必要があると思います。

運営協議会の設置はもちろんですけれども、市民に開かれた透明性のあるセンターになるよう、市が今後も適切にかかわっていくことを強く要望いたします。

多額の費用をかけて整備する施設ですし、広く市民に親しまれて利用されるセンターにするためにも、引き続き利用者の声に丁寧に応えながらしっかりと進めていただくことを要望いたします。

最後に、総合福祉センターへの移行、開設、運営について、市の基本姿勢を確認させてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 総合福祉センターにつきましては、いろいろと皆様からさまざまな御要望や御期待というようなことで、昨日も別の議員からも御質問いただきましたし、本日も上林議員のほうからもそういった形で御質問をいただいているというようなことで、大きな期待とともに不安もあるというようなことで十分それは認識してるところでございます。

私どもといたしましては、障害者福祉の中心を担う施設として期待されている施設ということで、引き続きセンターが開設されてからも適切にこれらのまず必須の事業として、基本計画に基づいている10の事業が実施されるよう適切に事業実施状況等の報告なども求めながら、適切な事業運営がなされるような指導等もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3番の東大和市内の体育・スポーツ施設についてですが、市長より、他市と比べて当市のスポーツ施設は不足しているという御答弁ありましたが、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

スポーツ施設と一口に言っても、さまざまなスポーツに対応した運動場、例えば野球、サッカー、テニス、バスケットボール、水泳など、そのスポーツをするための設備というものが必要な運動場について、それぞれ状況が異なっていると思いますので、各運動場についての当市の現状を教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 当市の体育施設の現状でございますが、市民体育館では、第1体育室におきましてはバレーボール、バスケットボールがそれぞれ2面、バドミントンでは6面、卓球台は12台が利用可能となっております。また、地下の第2体育室では、剣道・空手で1面、柔道・合気道で1面となっております、第3体育室では卓球台がA、B各6台設置されております。その他第3体育室については軽体操等でも利用されております。2階につきましては、トレーニングマシンが17機種31台設置されているほか、1周140メートルのランニング走路もございます。

屋外施設でございますが、スライダープールや流水プールが整備された市民プール、上仲原公園には軟式野球場とテニスコート4面が整備されております。

そのほか、サッカーやソフトボール、ニュースポーツで多目的に利用されております桜が丘市民広場やゲートボール場も市内3カ所に整備しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その中で、どの施設が特に不足していると市は認識されているのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市内運動施設につきましては全般的に不足していると認識しておりますが、特に多目的の運動広場やテニスコートなど、屋外の施設が不足していると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） その不足しているスポーツ施設の整備につきましては、市民の方からも何か要望などは出ているのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市長への手紙など市民の皆様からいただく要望の中には、温水プールの設置、サッカー場の整備などの御要望に加えまして、ポッチャなどニュースポーツの備品整備や施設の利用方法の改善につきましてお話をいただいております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市のほうでも不足している施設についてはどういうものが必要なのかということについて整理されているように思いますので、今後対策が必要になってくるかと思えます。

そこで、②の今後の課題についてなんですけれども、今後市としては市民の要望にどう応えていくのか、具体的に足りない施設をどう補っていかうと考えているのか教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市長答弁にもございましたように、これまでも不足する屋外施設につきましては、自治大学校や警視庁グラウンドなど他団体が所有する施設をお借りすることで対応を図ってまいりましたので、引き続きこうした施設の利用の拡大に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 拡大を図っていくということですので、ぜひいろいろな可能性を探っていただきたいと思えます。

先日の市長の施政方針の中で、都の補助金等を利用したスポーツ施設の整備ということで、トイレのバリアフリー化工事の実施と、また都営住宅の建て替えによる創出地の活用についても調整を図っていくということ

が示されましたので、引き続き強力に進めていただきたいと思います。

ただ、新しい施設を整備するとなりますと、費用の問題もありますし、時間もかかることだと思いますので、現在ある施設の利用の拡大、例えば利用時間をふやすということも考えられると思います。

施設の夜間利用につきましては、桜が丘グラウンドの夜間利用の延長について陳情も出たばかりです。こちらの陳情については利用者本人が投光器を持ち込みたいという内容でしたので、市としては、明るさの基準を満たさない状態で貸し出すということになると管理責任上難しいということだったかと思います。

陳情審査を行った厚生文教委員会で提案させていただいた内容をここでもう一度提案したいと思うんですけども、例えば市で移動式の投光器を購入して貸し出すということも可能性としてはあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 移動式の投光器を貸し出すことについてでございますけれども、桜が丘市民広場を例にとった場合、J I Sの照度基準というのがございますが、そちらの基準で100ルクスという基準を満たす必要があるわけなんですけど、そのためには6本の照明灯に合計で48台の照明を設置するということで照度の確保が図れるという積算も出ておりますので、移動式の投光器でのこの照度の確保というのは難しい状況ではないかと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 私もその移動式の投光器というものについてちょっと調べてみたんですけども、1台で最大1万4,000ルーメンという照射力を持つものもありました。こちらは主に夜間のスポーツの際ですとか、あと災害時に使うことが想定された充電式の投光器ということで、騒音や排気、振動などの環境にも配慮されたものだということで、価格は1台29万8,000円というものでした。

ルーメンという単位なんですけれども、これは1ルクスが1平方メートルを1ルーメンで照射したときの照度になるということです。J I Sの規格である100ルクスという照度を保つためには、例えばこの投光器が何台必要かということにつきましては、実際にその利用が想定される場所の面積ですとか、あと周りの街灯などの状態によっても異なるということで、業者の方もはっきりとはわからないということだったんですけども、こちらの投光器については高額な製品ということもあって、無料でデモ機の貸し出しなども行っているそうなんですので、実際100ルクスを保つために何台必要なか試してみることもできるのかなと思います。

ほかにも、もっと安価なものもあるようですけれども、今御紹介したような環境に配慮したのもですと体育館など屋内でも利用できるということですし、夜間のスポーツの際だけでなく、万が一の災害の際にも広く使われているものだということです。市のほうでも一度ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今、移動式の投光器につきまして御紹介いただいたわけなんですけども、議員のほうのお話では、災害時の利用にも使えると想定したのもでもあるというようなお話でございました。投光器も日々進歩しているかなというふうにも思っておりますので、今後情報収集してみたいと思います。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひよろしく願いいたします。

同時に、桜が丘グラウンドについては補助金等を利用して夜間照明を整備するという可能性もあるかと思うんですけども、厚生文教委員会の陳情審査の際には、照明設置の工事費が5,600万円ということで伺っております。これには東京都と独立行政法人スポーツ振興センターというところのスポーツ宝くじの補助金がある

ということで伺いました。こちらは事業の規模や最低事業費、照度などの条件があるということで予算の金額については3,000万円が上限で、そのうちの3分の2、2,000万円の補助を受けられる仕組みがあるという御答弁だったかと思えます。平成26年の例では約84%の採択率ということだったんですけれども、このほかにも例えばオリンピックに関連した補助金などはあるのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） t o t oのスポーツ宝くじの助成以外の補助制度でございますが、先ほど御説明いたしました2020東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村のスポーツ施設の整備費補助事業では、スポーツ施設の利用時間の延長、利用機会の拡大に資する工事が補助対象となっております。例示の中では、照明設備のないグラウンドへの照明設備の設置とありますので、夜間照明を設置する場合はこうした補助も活用できると、このように考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 大会の成功に向けた区市町村のスポーツ施設の整備費補助事業ということで補助金があるという御答弁だったんですけれども、これは先ほどのスポーツ振興センターの補助金と併用というのができるのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 東京都の補助制度の内容を見ますと、具体的には補助率は2分の1、限度額が1施設当たり1億円となっておりますが、国庫補助等との併用の場合は補助率が3分の1とありますので、併用は可能であると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 併用が可能ということですので、そうしますと、工事の総額は5,600万円ということだと思いますけれども、補助金が幾らになって、市債と一般財源が幾らで設置できるということになるのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 仮に桜が丘市民広場への夜間照明の設置の費用が全額補助対象となった場合のお話で申し上げますと、工事費用は今議員さんがおっしゃいましたように5,600万円かかりますので、t o t oの補助が採択されたと仮定しますと2,000万円の補助が受けられます。この場合は、先ほど御説明しましたように東京都のほうの補助率は3分の1となりますので、約1,800万円の補助が受けられますので、一般財源からの負担は差し引き約1,800万円ほどになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 両方の補助金を併用できるというのは大きいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思えます。

一方で、周辺住民の方に十分に配慮するということも必要だと思います。厚生文教委員会の陳情審査の際にも以前、昭和61年3月に体育協会から上仲原公園と桜が丘市民広場に夜間照明をつけてほしいという請願が出た際に、同じ日に市民の方から桜が丘市民広場への夜間照明の設置に反対する陳情が出たという御答弁がありました。

その後、平成3年に上仲原公園には夜間照明を設置したけれども、桜が丘市民広場のほうは陳情を参酌されて夜間照明がついていないということで伺いました。

ただ、昭和63年ということで、およそ30年ほど前になりますから、当時とは事情が違っている可能性もあるのではないかと思います。再度周辺住民の皆さんの意見を聞いて、例えば夜の10時や11時までこうこうとグラウンドを照らすということではなくても、冬の夜間利用を夏場と同じ時間までにするとか、周辺住民の方と折

り合いがつく形での運用の可能性を探るといことも検討してみたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 桜が丘市民広場の夜間照明の設置について、周辺住民の方と話し合いを持ってはどうかというお話でございますが、夜間照明の設置に当たりましては、陳情審査の中でもお答えをいたしましたけども、積算で約5,600万という多額の費用を要すわけでございます。

したがいまして、設置に当たりましては、まずは体育協会を初めとする施設の利用団体から夜間照明の設置を希望する機運が高まらなければ進めることは難しいのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、実際に利用される団体の方々の方々の機運ですとか御意向、そういうものを含め、周辺の住民の皆さんの声なども聞いていただいて、設置に向けての調査または研究を進めていただきたいなと思います。

最後に、最初に触れたんですけども、平成28年1月に東大和市社会教育委員会議による東大和市スポーツ推進計画を――作成についての提言というものがあつたんですけども、東大和市のスポーツ施設整備計画、そういうものをつくる、ごめんなさい、スポーツ施設の整備計画をつくるように提言がされているんですけども、そういうものをつくる予定があるのか確認させてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 平成19年に策定いたしました第二次生涯学習推進計画の計画年度が平成28年度までとなっていますことから、現在生涯学習推進計画審議会の中で第三次に向けた検討を進めております。

この中では、国のスポーツ基本法という地方スポーツ推進計画もあわせる形で、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画として策定をするという方向で議論を進めておりますので、スポーツ施設の整備につきましてもこの中で御議論いただけるものと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これまでいろいろ述べさせていただいたんですけども、さまざまなスポーツに対応したそれぞれの運動場や、また市民からの要望が強い温水プールなど、当市に不足しているスポーツ施設、また子供たちが気軽にボール遊びなどができる公園ですとか広場、高齢者や障害者が気軽に利用できてスポーツや運動を楽しめる場所の整備など、課題を整理されて市としても対応していくということが求められていると思いますので、御答弁のあつた東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画というものを策定される中で、具体的な計画を練っていかれるというふうに認識、そういうふうに思ったんですけども、それで間違いないでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 現在生涯学習推進計画審議会の中で東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画について御審議をいただいているところでございます。その審議につきましては平成28年度中には市長へ答申をいただく予定となっておりますので、この答申を踏まえまして、市としての今後10年間を見据えた計画を策定してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市のほうでも十分にスポーツ施設整備の必要を認識されていて、また必要な施設についても整理がされていると思いますので、国有地、都用地の活用ですとか、夜間利用の可能性も探るなど、整備に向けて前進させていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、国・都・市有地の活用と福祉施設やスポーツ施設などの整備について。

東大和市内の国・都・市有地の活用については、今、大きく動き出しています。市民の暮らしの向上に役立てる大きなチャンスです。市の対応が問われます。

①市内の国・都・市有地をめぐる動向について、市の認識と対応を伺います。

②市内の福祉施設、スポーツ施設の整備状況について伺います。

ア、現状について。

イ、今後の整備計画について。

ウ、整備計画と必要数やニーズとの乖離について。

③国・都・市有地をめぐる動向を踏まえて、福祉施設やスポーツ施設などの整備についての市の考えを伺います。

2、国保税の値上げ中止と負担軽減、徴収のあり方について。

①診療報酬は実質1.03%の削減となりました。来年度国民健康保険税値上げの根拠は失われており、値上げは中止して、負担軽減こそ検討すべきと考えますが、市の考えを伺います。

②国保税徴収のあり方について、現状と市の考えを伺います。

3、3市廃プラ施設の建設について。

①進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

②周辺住民の理解は得られていないと考えますが、市の認識と対応を伺います。

③施設建設への反対理由には切実で道理あるものが多数あると考えますが、いかがですか。建設を強行すべきでないと考えますが、市の見解を伺います。

以上です。

再質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

[2番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内の国有地、都有地、市有地の動向についてであります。桜が丘3丁目の警視庁教養訓練施設予定地につきましては、今後利用計画を策定する必要があります。

桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地につきましては、国が介護施設整備のための国有地のさらなる活用を進めることとしておりますことから、今後その対応を考えてまいります。

次に、都営住宅の建て替えによる創出用地につきましては、その活用について市の要望を東京都に伝えてありますので、今後必要な調整を進めてまいりたいと考えております。

市有地につきましては、市有地等利活用検討委員会において適宜対応を図ってまいります。

次に、福祉施設の整備状況の現状についてであります。高齢者施設につきましては、東大和市長

計画・第6期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び認知症高齢者グループホームの整備に取り組んでおります。

障害者施設につきましては、平成28年10月に開設を予定しております（仮称）総合福祉センターの整備に取り組んでおります。

保育施設につきましては、平成28年度から認定こども園1園並びに小規模保育所1施設の開設により保育の受け入れの拡大に努めております。

次に、今後の整備計画についてであります。高齢者施設につきましては、先ほど申し上げました3施設の整備を東大和市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき進めているところであります。

障害者施設につきましては、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画において、特別支援学校卒後の利用者増への対応として、日中活動の場を引き続き整備することとしております。

保育施設につきましては、園舎の建て替え等既存施設を活用していくとともに、認定こども園や地域保育事業の活用により定員の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、整備計画と必要数との関係についてであります。高齢者及び障害者施設につきましては、3年ごとに策定いたします東大和市介護保険事業計画及び東大和市障害福祉計画の中で必要量等を見込み、施設整備を図っているところであります。

保育施設につきましては、平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画の必要量の見込みを踏まえながら施設整備を図ってまいります。

なお、スポーツ施設の整備状況につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、福祉施設及びスポーツ施設の整備についてであります。国有地や都有地、また市有地の利活用につきましては、公共施設全体の配置状況や施設整備費用の市財政に与える影響等を十分考慮しまして検討することが重要であると考えております。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてであります。平成27年第4回市議会定例会におきまして議決を賜りました国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険制度を維持し、今後も安心して医療を受けていただくために、医療費等の増加に対応した国民健康保険税の改定をお願いしたものであります。改定の内容には、一般会計からのその他の繰入金を引き続き投入することや、多子世帯の方に対する新たな負担軽減策の導入も含まれていますことから、一定の負担軽減は図られているものと認識しております。

次に、国民健康保険税の徴収のあり方についてであります。国民健康保険税のみならず、各税の納税におきましては、納税者の実情を把握することが最も重要なことであると考えております。そのため、納税相談には十分に時間をかけ、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応を心がけているところであります。

次に、（仮称）3市共同資源物処理施設整備の進捗状況と今後についてであります。平成27年12月に作成しました（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画（案）及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画（案）について、平成28年1月12日、13日の2日間、小平市、武蔵村山市及び当市の市民の皆様を対象に説明会を開催いたしました。

また、平成28年1月の施設整備地域連絡協議会は、施設建設の議論や御意見をいただくため、開催回数をふやし会議を開催したところであります。

今後につきましては、この2つの計画をもとに事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設周辺住民の理解についてであります。3市共同資源化事業は、（仮称）新ごみ焼却施設の更新

を見据えた重要な位置づけにあります。したがって、施設周辺住民の皆様へは引き続き事業の必要性などを丁寧に説明し、御理解を得てまいりたいと考えております。

次に、（仮称）3市共同資源物処理施設の建設についてであります。このたび（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画がまとまりました。

今後につきましても、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様のご理解を得るために引き続き4団体一致して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、市内のスポーツ施設の整備状況につきまして御説明いたします。

1点目のスポーツ施設の現状であります。近隣市に比べスポーツ施設が不足している本市では、これまでも警視庁グラウンドや自治大学校グラウンドなど、他団体が所有する施設をお借りすることで対応を図ってまいりました。また、体育協会を通じてこのような利用可能な施設の情報を提供することで利用者の利便性の向上を図っているところであります。

2点目の今後の整備計画についてであります。平成23年6月に成立したスポーツ基本法第10条では、地方に対して国が定めるスポーツ基本計画を参酌し、その地方に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされております。また、これを受けて、東京都では平成25年5月に東京都スポーツ推進計画を策定しております。

現在三多摩26市の中では13市が計画を策定あるいは策定中であることから、本市におきましても第三次生涯学習推進計画の改訂に合わせ、スポーツの推進に係る計画を策定することといたしました。計画につきまして、現在東大和市生涯学習推進計画審議会の中で平成28年度中の策定を目指し審議をいただいているところであります。

3点目の整備計画に関する必要数やニーズとの乖離についてであります。現在策定中であります本市のスポーツ推進に係る計画につきましては、策定方針の中で計画期間を平成29年度から10年間とし、国や東京都の計画の改訂など、計画をめぐる情勢の変化により適宜見直すこととしております。

こうしたことから、計画策定後もその時々状況の変化に対応することができる計画として運用をしてまいります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

再質問を行います。

まず、スポーツ施設ですけれども、社会教育委員会がスポーツ推進計画の作成についてという提言をまとめました。ここでは当面、野球、サッカー場、サッカー用運動場1面、庭球場4面、体育館1カ所、室内プール1カ所の設置について検討すべきというふうにしています。ただ、教育委員会としてはこれから計画を策定することなので、ぜひこういう提言なども参照して市民の要望に応える計画を立てていただきたいというふうに思います。

それで、このスポーツ施設整備について、用地が大事だということで、都営団地の建て替えに伴う創出地の利用について東京都に申し入れてるということでお話ありましたけれども、これは都営団地、今東京街道団地と向原団地あるわけですけども、どちらについてのことなんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在建て替え事業中であるのが東京街道団地になります。向原団地につきましては建て替え事業が完了しているということで、なかなかその地域の要望とかそういうものに応えにくい団地になっています、用地になっています。と申しますのは、既にプロジェクトを展開しようとして一度スタートさせたというような経緯もございまして、現在新たにその活用の方策を検討しているというところでございまして、そこを対象にした場合には市が有償で借り受ける、または買わなくてはいけないというようなことの位置づけになりますので、やはり現在建て替え計画事業中である東京街道団地のほうにお願いしていくというようなことで考え方を要望しているというところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

前、一般質問で取り上げたんですけれども、調布市の場合に、都のスポーツ施設なんだけれども、受付業務を市が請け負っていて、都のスポーツ施設、都のサッカーグラウンドですと。しかし、受付は市の窓口で行っていて、市民が優先されるというようなことで運用してるという事例もあります。こういう事例もぜひ調べていただいて、せっかく市内につくられて、市内のスポーツ施設が不足してるという状況の中でつくるといことも考えれば、そういったこともぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東大和市におきましては、スポーツ施設の整備がおくれて不足をしております私もこれまで答弁をしてきた経過がございます。

私ども担当部としましても、国有地や都有地などが運動施設として活用ができれば大変ありがたいと思っております。議員から今お話のありました調布市のことですか、につきましても、いろいろ調べた中で今後都有地に関しての必要な調整、こちらのほうも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） せっかく大きくそういうことで前進しそうだということですので、ぜひ市民のスポーツ要望に応える内容ができるだけ前進できるような対応をお願いしたいと思います。

スポーツ施設については以上です。

それで、先ほど御答弁いただきましたけれども、福祉を支えるさまざまな計画があります。調査に基づいて必要数なども割り出しているわけなんですけれども、まず保育園について伺いますけど、子ども・子育て支援事業計画、これを見ると保育園は足りているというふうに市は認識してるのかなというふうに思ったんですけれども、そこら辺、市の認識はどうなんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） この子ども・子育て支援事業計画の策定に際しまして、今後の需要を正確に把握する意味で、子育て当事者の市民2,000人の方を対象に平成25年10月から11月にニーズ調査を実施したところでございます。この事業計画は、このニーズ調査で捉えました現在の利用状況と今後の利用希望を主にお問い合わせしまして、子供の将来人口の推定を踏まえて、昨年平成27年3月に計画を策定したところでございます。

事業計画における需要の予測では、保育の必要量に対しまして保育園や認定こども園等の確保量は足りると見たところでございます。しかしながら、人口推計や母親の就労希望の意向等はその時々々の状況や社会経済の情勢等によって変化するものとは思っております。

今後は、待機児童数や市民ニーズの変化に注意をしながら、確保のほうが不足すると見込まれる場合には、従前の対応を考えると同様に、園舎建て替えや増築や既存施設の活用を中心に必要な施策を検討してまいりたい

いというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 東大和市では、桜が丘保育園だけ、計画になかったものです。玉川上水保育園ですね、済みません。計画になかった認可保育園を設置したという経験もあるわけですから、必要に応じてぜひ拡充していただきたいと思うわけですが、今御紹介があったニーズ調査を見てみると、日常的に利用したい事業のトップは認可保育園で55.4%、日常的に利用したい場所は東大和市内、当たり前ですけど、88.5%ということで圧倒的多数です。

市の子育て事業への満足度が一番高い満足度5というところの内訳見ると、認可保育園に預けている方が43.8%で断然トップで、その次が幼稚園に預けてる方、18.8%、幼稚園の預かり保育、預けてる方、6.3%というふうになってます。

こういう状況を見ても、認可保育園に預けたいという意向がやっぱり圧倒的だというふうに見受けられるわけですが、その理由について市はどう認識してるのかを伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 認可保育園に預けたいという意向が圧倒的だということについての理由なんですけれども、今回のニーズ調査は、先ほど部長が申し上げましたとおり、25年10月18日に調査票を配付しまして、11月30日に最終締め切りということで調査したものでありますが、まずその当時、認可保育園は市内で16施設で、保育を必要とするお子さんを預かってきた長い歴史と経緯もあり、広く一般的に認知されているということがございます。

一方、認定こども園なんですけど、まだ施設数も少なく、制度としての歴史も浅うございます。ですから、市民の認知度もまだかなり低いと考えています。認定こども園が新制度に移りましたのが27年、去年の4月からなんですけど、4月から今は市のほうで入園の受付をしております。それ以前は市のほうでは一切入園の受付をしていませんし、受付願書にも一切紹介もしてございません。ですので、かなり認知度は低かったのかなと思います。それから、25年11月、この調査を集計したときは、東大和こども園さん1つしかなかったんですね。独自で募集もされてましたので、やはり認知度はかなり低かったのかなと思います。

あと、小規模保育とか保育ママさんでございまして、こちらはゼロ歳から2歳までお預かりするというところで、卒園後の保育園探しの不安、そういうのが反映しているかもしれないと考えています。ただし、現在保育ママさんにつきましては連携保育園を設定しております、3歳以降、先の保育の対応も完備いたしました。小規模保育につきましては、今後連携保育園を確保することが急務だと考えております。

なお、保育ママさんもこのニーズ調査をしたときには保育課のほうで受付はしておりません。27年4月から新制度になったので、保育課で受付しておりましたので、やはり認知度はかなり低かったかなと思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市と別の調査でも、認可保育園に預けていない方の多くが、あいたら認可保育園に預けたいんだというふうに回答してるわけですね。やっぱりそれは、例えば認定こども園は国基準で施設整備基準ありますけれども、東京都の認可保育園はそれよりも施設や人員の基準もよい内容になってますから、やはりその施設基準も人員基準も整っていて、保育料も所得に応じて一定安く済むということが私はやはりこの認可保育園、預けたいという方が多い最大の理由だというふうに思っているわけです。

それで、認可保育園のこの2月1日、3月1日の待機児童数、それからことし4月1日の待機児童数の予測

がわかれば伺います。

それから、昨年10月の待機児童数については、新基準と旧基準で両方出せると思うんですが、この数字も教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童数の関係でございます。

まず認可保育園の2月1日、3月1日の待機児童数ということで御質問いただきましたけれども、現在認可保育園の待機児童数という算定はしておりません。現在算定しておりますのは、保育課で受け付けている新制度の保育施設に入れなかった方の人数ということでカウントしてございます。その数につきましては、28年2月1日現在の数が203人、28年3月1日の数が205人ということになっております。

それから、28年4月1日の待機児童数の予測ということなんですが、これは例年5月の末から6月ごろにかけて算定いたします。そのお子さんが4月1日現在の市のほうで受け付けている制度の施設に入れなかった場合、どちらでどなたに保育されているか、そういうのを調査しますので、現状ではわからないということになっております。

それから、昨年10月の待機児童数でございます。こちらにつきましては新定義と旧定義、出してございます。新定義につきましては74人、旧定義につきましては136人とカウントしております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、昨年10月1日の時点で、あらゆる手だてを講じても保育園に預かってもらえない新基準の方が74人いると。それから、2月1日と3月1日については、小規模保育も含めて入れない方が203名、205名いるということですよ。ですから、私はこれ、やはり足りないというのが現状、現実が示してるというふうに思います。

ニーズ調査でも、自由意見もたくさん載ってるわけですけども、もっと保育園に入りやすい環境にならないと働きたくても働けない、働きたいし、子供ももっと欲しいが、保育園のあきが少ない、保育園に入れるかどうかで収入が変わってしまう、保育園に入れて働きたいママは待機児童の数の倍以上いると思う、多くの母親が就労を諦めている、保育園については4月の定期入園以外で入ろうと思ってもまず無理である、保育園は中途入園が実際にはできないので、子供の生まれ月など関係なく4月に復帰するしかないのが現状だと思う、小学校はその年に生まれた子供の人数に関係なく地域ごとで必ず入学できるのに、保育園はできないというのもおかしいことなどなど、これはもう部長も課長も読まれていることだと思いますけれども、認可保育園の増設を求める声が多数寄せられているわけです。

私、この間読んだんですけど、「ルポ 保育崩壊」という、岩波新書でしたかね、出てまして、売れてるようです。量だけではなくて、質の面でも保育崩壊が進んでいるという指摘なんですね。子供の最善の利益を優先する、子どもの権利条約の精神でやはりこの保育園の問題、取り組んでいただきたいと思いますが、市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、尾崎議員のほうから保育が崩壊するということでございますけれども、質のほうは低下をしているというようなお話が報道、報告されてるような図書のようでございますけれども、これ以上枠をふやすと、果たしてその差がもっと開くものかなんてというような疑問も本の紹介のところで感じたところでございます。

子どもの権利条約に関する、市も国も、平成6年、1994年5月に効力が発生したということでございますけれども、その条約の中では4つの柱がうたわれてるところでございます。子供の生きる権利、守られる権利、

育つ権利、それから参加する権利ということでございますけれども、平成27年度から始まりました新制度での保育施設としていろいろな類型がございまして、各施設にはそれぞれの大きな特徴があるかと思っております。大きな集団の認可保育園、それから教育と保育の両方を受けられる認定こども園、それから少人数の小規模保育、これは6人から19人の保育施設でございます。それから家庭的な雰囲気の家福祉員、保育ママでございます。27年度から始まりました新制度は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を鑑み、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に制定されたということでございます。

この子ども・子育て支援法のもとに、教育施設として法定化された、先ほど申し上げたこれらの施設で総合的に子育て支援を行っていくというものでございますので、この新制度が子どもの権利条約に反するものではないと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は、事実、法律で何が書いてあるかということはもちろん大事なことでございますけれども、現場がどうなっているのか、事実がどうなっているのかということが非常に大切だと思います。東大和市も保育士がなかなか確保できなくて苦勞して、いろいろな制度、今回も予算化されてるわけですが、認可保育園であってもやはり保育の崩壊が進んでいるということも先ほど紹介した本の中には書いてあるんですけども、だから、認可保育園であればいいんだということでもないわけです。

ただ、そういう人員基準や施設基準、そして保育士の待遇というものが本当に上がっていかないと子供が守られていけないということですし、最低限やはり私は待機児童解消の中軸に認可保育園を据えるということが必要だと思います。それから、先ほど挙げた数字、市のほうから答弁いただいた数字、10月1日現在で74人、2月1日、3月1日では200名を超える子供がどういう手をとっても入所できないという事態に陥ってるわけですから、適切な対応が必要ですし、私としては認可保育園の増設を求めたいというふうに思います。

次に、障害福祉計画ですけれども、先ほど御答弁いただきましたが、総合福祉センターの開設でいろいろな事業が拡充されるということでした。同時に、さまざまな事業について不足しているけれども、施設整備ではなくて、近隣市の事業所を活用して対応するというものもこれ、計画の中に多数見受けられます。障害のある方へのサービス提供ですから、できるだけ身近で、少なくとも市内でサービスが受けられるようにすべきだと私は思いますが、市の考えを伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害のある方へのサービスの提供でございますが、就労継続支援等のサービスにおきましては、近隣市で特定の障害の方に特化して支援を行う事業所ですとか、特色のある事業を実施している事業所もございまして。それらを選んで通所するという方もいらっしゃいます。

一方、障害が比較的重度の方の日中活動の場等については市内でサービスが受けられるということが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 市として、市内での新設や拡大の必要があると考えている事業、それから施設、どのようなものがあるのか伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） （仮称）総合福祉センターの開設によりまして、生活介護や就労継続支援、就労移行支援等の障害者の日中活動の場の拡充整備を図りました。これによって充足は果たせるというふうに考えておりますが、長期的な視点で申し上げますと、今後も特別支援学校卒後の利用者の増加等を考えますと、

障害者の日中活動の場、それから居住の場としてのグループホームの整備等については引き続き取り組んでいく必要があるものというふうに認識しております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この障害福祉計画の中でも、グループホームについては市内での整備必要だというふうになっていたと思います。それから、障害者が健常者と同じように暮らすということを考えれば、例えばガイドヘルパーなどは全く足りない状況があるんじゃないかというふうにも思います。

それから、放課後等デイサービスについては、市内の団体に新設を計画したところ、市の計画にないということで見送った事例があるというふうに伺いました。障害福祉計画を見ても、需要はふえる見通しなんですけれども、新設の計画にはなっていないんですね。市外の事業所とあわせて対応するという事になっていて、需要がある、それから需要がふえる見通しもある、新設準備した事業者もいる。しかし、市内での計画がないということで見送らざるを得ないというのは、私はこれは納得できないんですけども、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 放課後等デイサービスについてでございますが、放課後等デイサービスは平成24年度から法定化されたこと、児童福祉法の改正によって法定化されたということと、近年、比較的軽度の知的障害の方がふえてるということから、利用者は増加傾向にございます。

この場合に、市内の在住の方が御利用されるという場合には、利用に伴う給付費を市が支弁する必要がある場合がございます。市内で事業所を整備するというような場合には、これに見合う給付費が必要となるため、財政的な措置をする必要がある場合がございます。

このようなことから、事業所を整備を考えている法人と市とで調整を図り、計画的に整備をしているというような状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これはちょっと私は納得できないんですよ。現実が必要としてる方がいるし、今後も需要がふえるという見通しがあると。そういう準備も事業者のほうでやって、できると。国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1というこのお金が出せないの設置が見送られると。私、この障害福祉計画の中で確かに市の施設をつくるというふうになっていないんですよ、この分野については。ですけど、そこは含みも持たせて、そういう場合にきちっと対応できるというふうにしていただく必要があると思いますが、どうでしょうか。これは金がどうこうということなので、理事者のほうでやっぱりこういうことはないようにしていただく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今の3年間の計画の中では、放課後等デイサービスにつきましては、計画のほう、明記はしていない状況でございます。

ただ、今、障害福祉課長のほうからも答弁させていただきましたけれども、比較的軽度の知的障害のある方がふえているといった状況とか、特別支援学校の現在在学中の方や中高の高等部等行っている方等の放課後等の利用というようなことで増加傾向にあるという実態はございますことから、私どもといたしましても、その必要性というものは認識してるところでございますので、次期計画等の中でそういった状況とか今後の伸び等も勘案しながら考えていく必要はあるということで考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 今の放課後等デイサービスの話ですけれども、先ほども言いましたが、需要がある、やってほしいという声があるし、実際に必要としている子供たちがいる。事業者のほうも新設のための段取りもつけたと。しかし、給付費が計画に載ってないからちょっと待ってくれと見送りになるというのは、私はやはり障害児の放課後の子供づくりをどう考えるのかという点でも、やはりこういうことはあってはならないのではないかというふうに考えています。

認可保育園も、先ほど触れましたけども、市の計画になかった認可保育園を新設したという経験も持つてるわけで、110名の認可保育園も計画になかったものをつくるというのは、財政負担という点からいえば非常に大きな財政負担だろうと思います。

そういう点では、この放課後等デイサービスだけではないですけれども、こういう必要な施策について、やはり迅速に前向きに対応していただくということを強くこの点は要望したいと思います。

次に、第6期介護保険事業計画についてです。

特別養護老人ホームの整備計画は、平成28年度に1施設54床というふうになってます。これで市全体で5施設、380床というふうになるわけですが、現在の特養ホームの待機者数は何人でしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 特養の待機者でございますけれども、直近の平成27年10月末の数字でございますけれども、実人数185人でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今185人で1施設54床できても、130人以上は待機者ということになるわけです。特養ホームについては、要介護1・2の方の処遇が狭められるということですが、この点は1・2だからといってもう対象外ということではなくて、実態に見合った対応をお願いしておきたいと思います。

それで、この計画の中にある計画数値を——必要数ですね、この数値を12カ月で割ると毎月の必要数が出てくるということですが、そうすると、29年度の必要とする方の人数は438人、32年度は524人、37年度は625人ということになります。実際の現在の待機者数からもこの数値、計画に示された数値からも特養ホームが現在の計画でも足りないということは明らかです。

それから、老健施設についても、平成28年度に1施設、135床ふやして、市内で2施設235床ということで計画立てられていますが、これで必要数を満たすということになるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 第6期介護事業計画におけます介護老人保健施設の計画でございますけれども、28年度、今おっしゃったように135人でございます。したがって、第6期の介護事業計画においては整備は必要数は満たしているというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この計画では、29年度の必要数は255人、235人が28年度で、235床が整備されるわけですが、29年度の必要数としては255人、32年度は307人、37年度は374人というふうに引き続き増加をしていくということが見込まれています。これらの数値を見ても、老健施設についても今後不足するということは明らかだと思います。

私も10年以上、母、認知症で介護しましたけれども、大変介護保険、お世話になりました。最後は、朝起き

たら膝の骨が折れていて車生活になって、排せつをさせられない状況になりまして、それで特養ホーム満杯で入れないということで、老健施設に入所したわけです。ただ、老健施設もずっとはいられないので、他の施設、別の老健施設に移るわけですが、この間、あいていても最低1カ月ほどは自宅介護になります。その間、デイサービスと訪問看護、訪問医療で過ごして、デイサービス以外のときは私が基本的に張りつきになるということだったわけです。必要な施設はきちんと整備してもらわないと、家庭も職業も家族の健康も壊れてしまうということだと思えます。

私の知ってる方でも、70代の女性で、お母さんが奥多摩のほうの特養ホームに入所して、毎日車で行っていろいろお世話をしてということをやったら、ある日、帰りがけに車運転してて気持ち悪くなって、事故にはならなかったですけど、車とめて休んでというようなこともあったというふうに伺っています。

この施設整備のおくれというのは、国の制度設計に大きな責任がもちろんあるわけですが、市としてこの必要な施設整備については行うべきだという点では市の立場は明確だと思いますが、この点確認したいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 国のほうから昨年末に介護者離職者のゼロというような施策も打ち出されておりますことから、今後介護施設の整備につきましては、国や都の情報収集に努めるとともに、将来的な推計等をしながら、介護保険の給付費の増加ということも視野に入れて、保険料の負担がどこまで耐え得るかということももちろんございますので、そういったことを総合的に勘案しながら検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ちょっとお金のことで市だけでは賄えない、先ほど言いましたが国の制度設計という問題、大きくあります。

ただ、現状として、僕はひどいなと思うのは、保険料を払って入所するお金も払うといってるけれども施設がなくて入れないという事態は、これはもう国による詐欺に等しいと僕はちょっと思ってるぐらい腹が立っているわけです。

今ざっとさまざまな施設整備の課題について伺いました。国有地や都有地、市有地の活用について、今一斉に動き出そうとしています。市の土地は市が自分のものだから自分のペースで考えればいいわけですが、警視庁の2万2,000平米については、平成32年度中の取得に向けて早期に利用計画つくらなくちゃいけないと。それから、参院宿舎跡地約7,600平米については、介護施設整備に向けて市の対応を今問われてるということですし、東京街道団地の創出地約7万平米、向原団地の創出地約4万5,000平米についても、この3月には利用計画案ができて、その後具体的に進んでいくと報じられています。すぐにそういう点では市の対応が問われるという課題になります。

今挙げた国有地や都有地を活用した施設整備について、代表質問では重点施策にすべきだというふうに要求しました。市の既存計画にない施設整備ですから、市の位置づけを明確にしないと受け身の消極的な対応になってしまうのではないかとというふうに懸念をしたからそういう要求をしたわけです。

それで、まず参議院宿舎跡地への介護施設整備について伺います。

昨年9月、私、一般質問、この問題取り上げまして、国有地を活用した福祉施設の整備について、東京都が補助制度を創設したことを紹介し、そのような市民のための活用を国に働きかけてほしいということで求めました。市はこれに応じていただいて、11月末に参議院宿舎跡地についての国に対する回答の中で、新三本の矢

に寄与すると評価される国有地の利用希望が出された場合は特段の配慮をお願いするという事で市のほうから国に回答しています。

さらに、前後しますが、11月24日に国が介護施設整備を進めるため、国有地を50年などの定期借地権で貸し出し、事業者負担については最初の5年は貸付料の11%、次の5年は22%、50年全体で見ると39%の事業者負担で済むというスキームを示しました。国有地を介護施設整備に活用するという方針を大きく打ち出したわけです。

これを受けて、本市議団は、1月21日に尾崎都議も同席のもと関東財務局立川出張所に行って、財務大臣と所長宛ての要望書を提出しました。参議院跡地については、通常の手続でいけば民間への一般競争入札に進む段階です。今でも財務省のホームページでは一般競争入札予定地として載っています。ですけれども、国として介護施設整備への活用を大きく打ち出した折であり、介護施設整備を含めた公共的な活用を図るよう求めるということで要望書を提出しました。対応した管財課長と第2統括国有財産管理官は、この私たちの要望を是として、介護施設整備への活用について東大和市の意向を改めて確認したいということで回答しました。実際にこの間いただいた議員への情報提供によると、立川出張所から連絡が来たと、2月18日ですかね、いうふうになっています。

こうした経過から見れば、市から特段の配慮を国に要望したということに応える形で国から回答があったということにもなります。介護施設整備に活用できるよう、そういう経過から見てもぜひ頑張っていたいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○**企画財政部長（並木俊則君）** 先ほど市長のほうでも答弁をいたしました。桜が丘2丁目の参議院の宿舎の跡地、こちらにつきましては、国のほうから介護施設整備のための国有地のさらなる活用を進めるということになりまして、当市におきましても関東財務局の立川出張所のほうからその説明を受けたところでございますので、市長答弁にもございましたように、今後その国有地の活用等につきまして市としてその対応を考えてまいるところでございます。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

今触れましたけれども、東大和のこの土地の場合は、東大和の側からも新三本の矢に寄与すると評価される国有地の利用希望が出された場合は特段の配慮をお願いするという事で、市の側からも国にそういう要望をした土地でもありますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

この7,600平米という、特養ホームが2つから3つ建てられる広さになると。土地そのものも大きくは2筆になっていると思います。実現のためさまざまな課題もあると思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それから、次に都営団地の創出用地の活用についてです。

昨年6月議会の同僚議員の一般質問に対して、都市建設部長の答弁で、東京街道団地については、市からも必要な施設といったようなところでは、こういったものが市に足りていないというような言い方をしながら協議を進めているという答弁がありました。具体的にはどのような施設について協議を進めているのか伺います。

○**都市建設部長（内藤峰雄君）** 建て替え事業中の東京街道団地につきまして、市の都市マスタープランの地域別まちづくり方針で、良好な住宅地として維持するとともに、公共公益施設や生活支援機能を誘導するというふうにしております。都市基盤として整備いたします道路、公園や清原地域の地域性等から望まれるものにつ

いて東京都に伝えているところでございます。例を挙げますと、道路であれば、自転車、歩行者が安全に通行できる構造としてほしいといったようなこと、公園であれば、スポーツも可能となるような整備をお願いしたいというようなことでございます。

また、創出用地におけるプロジェクトにつきましては、地域の方たちの利便を高める生活支援機能の誘導をお願いしているところでございます。

それから、建て替え事業が完了しています向原団地につきましては、同じく都市マスタープランの地域別まちづくりの方針では、創出用地については社会的な課題を踏まえた活用のため、東京都と連携を図っていくというふうにしております。ここでは、さきに戸建住宅を建設する向原地区プロジェクトが計画されましたが、現在東京都では新たに用地活用の検討をしているところでございます。その方向性を踏まえて具体的な調整を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 東京街道団地のほうですけれども、先ほどスポーツという話は前段でもいただいています。それから、この生活支援機能云々というのはもう少し具体的なことは何かあるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 地域の方たち、やはり立地として駅から離れていたりとか、バスに頼るといようなこともありますから、お医者さんにかかるだとか、日用品の買い物といったような利便性を高めるようなという意図を含んでいます。ただ、具体的にここについては都がプロジェクトを進める内容になりますので、どういうものだという言い方がなかなかできないところで、今その辺の検討を東京都でもしているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

それから、向原団地についてですけれども、新たな計画をとということですが、東京都としては今後10年間で都営団地の創出用地を中心に30ヘクタールの都有地を福祉施設整備に活用すると打ち出しているわけですから、ここについてもそのような方向性は貫かれてくるというふうに私は思います。

それから、都議会でも東京街道団地と向原団地というこの2つの市内の都営団地の創出用地について、日本共産党の代表質問に答弁をして、福祉施設整備も含め、まちづくりの種地として活用することが重要、地元市とも連携し、地域の特性や個々の土地の状況を勘案しながら用地の活用を図ってまいりますということですので、かなりそういう福祉施設という点でいうと、東京街道団地と向原団地、先ほどスポーツ施設のこともありましたけれども、こうした方向での活用を図る可能性があるというふうに思いますので、ぜひよろしく願います。

それで、この国有地、都有地の活用については、10年ほど前から取り上げて要求してきたところですが、今、市民生活を支える施設整備へ向けた大きなチャンスの時期を迎えているというふうに思います。今回、主にさまざまな福祉施設とスポーツ施設整備への活用について伺いましたけれども、2013年の9月議会では医療施設整備についても取り上げました。東大和市が属する北多摩西部医療圏が病床数でも医師数でも全都平均の3分の2程度、安心して産み育てられる環境という点でも、新生児集中治療室がほとんどなくて大変お困っているということも指摘をして、都有地の活用について東京都との真摯な協議を求めたところです。

市長としても、さまざまな市民課題を解決する上で、総合的に慎重に判断して取り組まなくてはならないと思いますけれども、同時にこれ、速やかで積極的な対応が求められるという課題でもあると思います。最後に

市長の見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） ただいま国有地、都有地、市有地についていろいろな御質疑をいただきました。その中で、市長からは、全政策にわたる指示といたしまして、やはり住民福祉の向上が目的でございますので、そのためには前向きに取り組みなさいという指示をいただいております。

現実には、御質疑の中で、必要な方がいる、スポーツ関係も、保育関係も、障害者関係も、高齢者関係も全ているということは当然認識をしているところでございます。公共施設の整備に関しましては用地の確保が第一に必要となります。それと同時に施設建設の費用、これも重要な案件で、それぞれに多額の費用が伴うということでございます。

そうした中で、行政といたしますと、歳入歳出両面から、特に財源の確保を見据えた中で政策の判断をしなければならぬというところでございます。ですから、施設ができ上がっても、でき上がった後の当然運営経費、ランニングコストも大きな課題になりますので、そこを総合的に判断していくと。

これらのことを踏まえまして、国有地、都有地または市有地の利活用につきましては、公共施設全体の配置状況、それから施設整備等の費用が市財政に与える影響等を十分に考慮、そして国、都と連携、調整を図りながら時期を見据えた中で検討することが重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市長から、住民福祉の向上、最優先で頑張ってくださいという指示があるというお話でした。それで、国有地、都有地に関していうと、費用対効果という点でもさまざまな優遇措置がとられることで、普通に建設をし運営するよりも費用がかからない、しかも民間活力を導入した形でこれを行えるということで大きなチャンスだと私は考えていますので、ぜひよろしく願います。

次に、国保税のほうに移ります。

国保税の値上げに12月議会、反対した論戦では、市の保険給付費の見込みが課題であるということなどを指摘して、値下げできるはずだということで主張しました。その主張は変わりありませんけれども、きょうは、仮に市の推計を採用したとしても、値上げの根拠はなくなっているので、値上げを中止するよう求めたいというふうに思います。

まず、平成27年度からの保険者支援分の拡充分約1,700億円についてですが、これは繰入金を減らすためのものではなくて、市からの繰出金ですね特別会計の、これを減らすためのものではなくて、保険料負担の軽減や伸びを抑えるために使うものだとして厚生労働省の担当者が日本共産党との協議の中で明言しました。このことは12月議会でも紹介しましたが、国の資料でもそのように明記されています。

平成27年2月12日、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）の資料で、国民健康保険の見直しについて（議論の取りまとめのポイント）というものがあります。

ここで、保険者支援制度の拡充分について、1,700億円ですね、これに伴い被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能と明記されています。国の文書、ここでも明記をされているわけです。まずこの事実について確認を求めます。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御紹介のございました平成27年2月12日付の国保基盤強化協議会の資料、御指摘のとおり、保険者支援の拡充分を含めた財政支援の公費拡充により、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能というふうに記されております。

当市におきましても、平成28、29年度の国民健康保険税改定に当たりましては、この保険者支援分の増額分

を財源として見込んでおりますことから、被保険者の保険税負担の軽減にも寄与しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 国の方針でもこの保険者支援分の拡充分、これが保険税負担の軽減に活用されるべきものであるということが確認されました。今議会への補正予算でこの保険者支援分の拡充分、これが平成27年度で7,100万円であることがわかりました。28年度予算でも同等額が計上されていると思います。29年度からは国はさらに1,700億円を追加する、3,400億円にするというふうに言っているわけです。倍増するわけです。普通にいけばさらに7,100万円ふえる。まずくても半分を切ることは考えにくいと思います。

国保税値上げ説明時の全員協議会での資料ですけれども、これらの点、つまり保険者支援分の1,700億円、それから29年度からは3,400億円になるわけですが、これらのものが平成27年から29年にかけてどのように記述をされ、反映しているのか伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 保険者支援分及び平成29年度からの国費拡充分につきまして、平成27年11月5日の全員協議会資料の予算推計に反映しているのかと、こういった御質問でございます。

まず、平成27年度でございますが、資料には当初予算の数値を記載しておりますので、今議会の補正予算に計上いたしました保険者支援分につきましては反映されていないという形となります。

次に、平成28、29年度ですが、推計時の試算値約5,900万円を保険者支援制度拡充分として見込んでいるところでございます。

なお、御質問の中で、平成29年度からの国費拡充分1,700億円のお話ございました。国におきましては、この財源を活用しまして平成29年度から各都道府県に財政安定化基金を創設すること、また保険者努力支援制度といった新制度の創設等が掲げられておりますが、詳細な制度設計が現状では明らかになっておりません。現行制度の拡充という保険者支援制度と異なりまして新しい制度でありますことから、本市への財政的な影響等が不明確であり、これを財源として見込むことは困難であると考えております。

したがって、平成29年度の予算推計には反映されていないという形となります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そういうことでした。

今回の国保税値上げは、平成30年度には大きな制度改訂があるということで、そこは見通せないで、28年度と29年度だけを見通して税改定を行うというものでした。27年度のこの保険者支援分7,100万円は市の推計数値から欠落していたものです。この両年度の国保税引き下げもしくは値上げ抑制に活用されるべきもの、2で割れば各年度3,550万円の値下げ財源が生まれるというものです。

それから、28年度については6,000万円に見込まれていましたけれども、7,100万円ということですから、単年度で1,100万円の値下げ財源ができる。

それから、29年度については6,000万円しか見積もってないわけですが、7,100万円の倍増をして1億4,000万円と言わなくても1億円ここで財源ができると考えれば、4,000万円程度の財源が見込めると。2年で1億2,200万円、単純に割ると各年で6,100万円の財源が生まれると考えますが、どうでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 国保税軽減の財源ということで幾つか数字をいただきましたので、順次御答弁申し上げます。

まず平成27年度の保険者支援分の増額分約7,000万円でございます。こちらにつきましては今議会の補正予

算で計上させていただき、先日議決をいただいたわけですが、今年度予算の中での保険給付費等の増加に対応するための貴重な財源として活用させていただいたところでございます。

次に、平成28年度の保険者支援制度の増額見込み約5,900万円との差分、約1,100万円についてでございます。これは保険者支援制度の金額の積算根拠となる国税の均等割、平等割の7割、5割、2割の法定軽減対象者数が見込みより増加したこと等に伴いまして差が生じたものでございますが、結果的に国税改定時の推計どおりにならなかったということでございます。

今回の国税改定の推計予算の算出に当たりましては、被保険者の御負担をできるだけ抑制するために医療費等の増加を可能な限り低く抑えたものとなっております。

今後も歳出抑制には努めてまいります。被保険者の高齢化、それから医療の高度化等によりまして推計予算を上回る歳出増が発生することも考えられます。実際に今議会の補正予算におきましても、保険給付費等歳出増加の――歳出の増加分に対しましてやむを得ず一般会計からその他の繰入金を追加で投入すると、こういった対応を強いられております。このようなことから約1,100万円の差分につきましては貴重な財源として平成28年度当初予算に盛り込ませていただいたところでございます。

最後に、平成29年度からの国費拡充に伴う財源、御質問者の試算では約4,000万円ということでございますけれども、先ほどの御質問にもお答えいたしましたとおり、新たな制度の詳細な制度設計が明らかになっていないという現状におきましては、この分の財源を見込むことは適当ではないと、このように考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ですから、最初に確認してるんですよね。保険者支援分の拡充分については、そういう赤字の補てんに使うんじゃないなくて、保険税負担の軽減に使うべきものだと国も方針出してるわけですよ。だからそういうふうに使わなくちゃいけないわけです。それをほかでいろいろ出たからそこへ使っちゃいましたという答弁です、今のは。それじゃだめでしょと言ってるわけです。

次に、診療報酬のマイナス改定ですけども、塩崎大臣も市場拡大再算定の通常分が上乘せされるので、過去の改定と比較可能な数値としては実質1.03%のマイナス改定になるというふうに記者会見で認めています。医療費43兆円の1.03%、4,430億円、国費ベースでは1,147億円というふうになります。実際には国費ベースで削減された社会保障予算1,700億円の大半が診療報酬マイナス改定によると言われております。

ですから、診療報酬のマイナスから医療費のマイナスを1.03%と見るというのは大変控え目な見方になるというふうに思います。医療費が1.03%減れば、国保会計からの保険給付費も同じ割合で大体減ると。国保改定に当たって、平成28年度と29年度の保険給付費を幾らに見込んでいましたか。その1.03%というのはそれぞれ幾らになるのか伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 平成28、29年度の国税改定に伴う保険給付費の推計額でございますけれども、平成28年度は64億2,200万円、平成29年度は64億5,000万円と見込んでおります。また、これに対する1.03%の金額といたしましては、平成28年度が約6,614万円、平成29年度が約6,643万円となります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 保険給付費が減れば、国などの負担金もこれは連動して減るということで、歳入部分も減ることになります。28年度予算書から保険給付費にかかわる負担金を取り出して1.03%乗じてみたら1,200万円になりました。これ差し引いても各年とも5,400万円ほど値上げ幅を圧縮する財源が出てきたのではないかと、いうふうに私は考えます。

そうすると、私の計算では、保険者支援分など、つまりこれは保険税値下げに使うべき財源ですね、これは28年度までは7,100万円が29年度以降はさらにこれが倍増する、先ほど1億円程度というふうになんか見積もっても、各年6,100万円の値下げ財源ができる。それから、診療報酬のマイナス改定によって各年5,400万円ほどの値下げ財源ができる。そうすると合わせて1億1,500万円です。今回の値上げは8,100万円ですから、この根拠は全くないということになるのではないかと。

追加して言いますと、立川市はこの診療報酬マイナス改定を反映させて、さらに最新の国の係数発出や国民健康保険団体連合会の見込み額の変更なども反映させて、詳しい試算を出して保険料率をマイナス改定しています。後期広域連合だって、診療報酬マイナス改定や厚労省通知などを反映して保険料を決めています。

ところが、東大和市はこういうものを反映させることなく、12月議会ではまだ診療報酬マイナス出てないわけですからね、こういうものを反映させずに国保税値上げをやるということになったわけです。これはやはりきちんとこういうものを反映させて見直すというのは当然のことだと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） まず診療報酬の関係でございますけれども、診療報酬のマイナス改定、こちらは私も調べた限りでございますけれども、診療報酬本体では、医科、歯科、それから調剤、これを含めまして0.49%プラスの改定というふうなことで聞き及んでおります。薬価の部分、薬の価格といいますか、その部分でマイナス分、それによって全体がマイナスになったというようなことでお聞きしております。

こうなるとまいますと、正直に申し上げまして、このマイナス分がイコール本市にとっての国保の保険給付費の減に結びつくかというところが出てくるというふうに考えてございます。そういったことから、その影響額、そういったものを見込むことは困難じゃないかなというふうに考えてます。

先ほど、議員のほうのお話の中で質問を受けまして担当課長お答えしましたけれども、保険給付費に単純に1.03%を掛けてそれがどうというふうな、そういった形で出てくるものではないというふうには認識してございます。

もしそういう形になってきますと、今度診療報酬がプラス改定だったらプラス改定するのかというふうなことでございます。本市におきましては、過去にそういう診療報酬がプラスの改定するときもございました。ただ、そういった場合、じゃ改定というふうな対応はとっておりません。その時点で財政推計に基づきまして国保税の改定の内容を判断しているというふうな状況で経過してきてございます。

また、立川市さんの話も出ましたが、本市はきちんと予算推計をした時点で見込むべきものは、例えば国、東京都、そういったものから示された数値に基づきまして、また国保団体連合会、こういったところからの数値も反映させた上で予算推計を行って、国保税の改定率等を判断させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは平行線になりそうですけれども、来年度予算案見ても値上げの根拠がなかったということだと思います。値上げの説明の際の資料によれば、28年度の赤字繰入金金は6億9,800万円になるはずでしたが、予算案では6億4,800万円と5,000万円少なくなっています。平成27年度に収入した7,100万円の保険者支援制度拡充分を国の方針どおり保険料負担軽減に使えば、2年で割って3,550万、合わせて8,550万円ですから、賦課額で8,100万円、収納額で7,400万円の国保税値上げはこの診療報酬マイナス改定を反映していない来年度予算を見ても必要ななかったということになると思います。

私としては、値上げ時の試算から見ても、来年度予算案から見ても、値上げには根拠がなかった、値上げは中止をする、値上げ額を超える値下げをきちんと行うという対応をとるよう求めます。

次に、②の国保税徴収のあり方について伺います。

市として差し押さえ目標などを持って進めているのかどうか伺います。

○納税課長（中山 仁君） 滞納整理におきましては、対話をまず重要視しております。まず納税相談を実施し、生活の実情等をお聞きする中で滞納となっている理由を明らかにすること、そういったことを主眼に行っております。そして、滞納が解消され、納期内に納付いただけるようになっていただくことを納税課の最終目標としております。

差し押さえにつきましては、電話催告や文書等を送付するなどしてもなお接触の機会が図れない、電話等も連絡もいただけない、このような場合に財産調査後に実施することになりますが、事前に件数ありきで差し押さえをしているということではございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 実はこの質問をしたのは、東京都の平成27年度国民健康保険調整交付金交付要綱というものがあるって、その別添に別紙というのがあるって、そこで収納率向上にかかわる取り組み成績別交付算定表というのがあるんですね。これは市にも確認してもらいましたけれども、そういうものがあると。これ、けしからんことに、新規の差し押さえ件数やその割合に応じて交付する、ということになってるんです。ですから、例えばあと3件差し押さえすれば交付金が500万円ふえるぞということになりかねない誘導であって、言語道断なものだというふうに私は思ってるわけです。

今、答弁でそういうことはないということでしたので安心しましたが、実際にこの滞納があっても悪質なものは本当にごく一部のはずです。国保税は高く払い切れないという世帯が多数あるわけですから、生活の再建をどう進めるのか、このことを軸にして据えて進めていただきたい。ここに一つの市政の中心問題があるという認識でぜひ進めていただきたいと思います。改めて御答弁をお願いします。

○市民部長（広沢光政君） 国保税の納付についてでございます。

これは国保税だけでなく、税、すべからく全部そうなんです、まずお支払いいただくというのが大前提でございます。その上で話でございますけれども、差し押さえにつきましては、先ほど担当課長のほうからも御答弁申し上げましたとおり、差し押さえありきということで行ってるということではなく、また目標数を定めて行うぞというようなことはございません。

国保税以外の税も含めまして、未納・滞納に関しましては、まず納税者との接触の機会を確保して、納税相談などを通じた中で納税者の方の状況、実情を把握することを第一、そういう形で考えて納税業務を遂行しているというところでございます。

その上で、個々人の実情に応じたきめ細かな対応を図っていくということを基本に行っているということで、それがひいては生活者の再建につながるということで、納税に従事しております職員一同もその辺の認識は持って働いてるところでございまして、実際問題といたしましても、私どもといたしましても、滞納部分が整理されたとしても、その後の生活再建ができませんとまた新たな滞納の発生ということが来ますので、これはそういった点からも常日ごろから生活再建というものは中心に置いた中で考えて納税業務というのをやっているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 大変日ごろ御苦労されてると思います。大変失礼な質問になりましたけれども、東京都がこういうちょっとけしからんものを出してるということで確認はきちっとしておく必要があるなということ

で質問させていただきました。ぜひ今、部長、課長から答弁があったような丁寧な対応で引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから、次、3番目の3市廃プラ施設の建設についてです。

2月17日に衛生組合議会が行われまして、廃プラ施設の設計、施工契約を可能とする予算、これが6対5で辛うじて通過しました。今後のスケジュールの中には都市計画決定の手続があります。2010年6月23日の3市共同資源物処理施設建設受け入れ不可能を決定した東大和市の庁議決定では、市議会による決議が白紙を含めた抜本的な見直しを行うことであることから、今後必要とされる都市計画決定手続を進めることは不可能であるというふうにしています。

平成28年度から29年度にかけて都市計画決定手続が予定されていますが、これに向けた課題を市としてどう考えているのか伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨年平成27年から生活環境影響調査の現況調査ということで、春夏秋冬、四季の現況調査をここで言い、現在そちらのほうを衛生組合のほうでまとめてるところでございます。

組合議会の予算案の説明時にもあったところではございますが、平成28年度の当初予算においては、本来手続に必要とされます生活環境影響調査、こちらのほうを事務として進めていくというふうになっております。現況調査の結果等を踏まえまして、施設稼働時の予測を立てる、そういったところの推計をした中で28年度の生活環境影響調査、こちらをまとめ終わった後、こちらについては一定期間縦覧に供するということが今後予定されております。その縦覧の際にあわせて意見募集をいただくというふうになっておりますので、それに当たりましては、地域住民の方初めまして、東大和市民、ひいては3市市民全体の意見を聞く、そういったところでいろいろな意見をまた改めて受ける中できちんとした対応を図っていく、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私はこの6年前の庁議決定で、市議会による決議が白紙を含めた抜本的な見直しを行うことであることから、今後必要とされる都市計画決定手続を進めることは不可能であるというふうにこのとき記述されてるわけです。そういう点からこの都市計画決定の手続を進める課題を伺ったんです。こうした手続に進む上でも、周辺住民の理解を得るということは不可欠だと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 地域住民の理解を得ていくということは議員のおっしゃるとおり私も大変重要なことであるし、大切なことだと思っておりますので、そこについては引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この庁議決定がどういうものだったのかというのが今の答弁を聞いてもよくわからないわけですが、ちょっと先へ進みます。

昨年12月にこの3市共同資源物処理施設整備実施計画（案）が作成されました。その直後の施設整備連絡協議会では、当初はこれが説明される予定だったわけですね。ところが、これが説明されずにことし1月に先延ばしされた。これはなぜなのか伺います。2月末、もう3月になっちゃいましたから、先ほどの答弁でも案という言葉はなかったもので、案は外されてもう施設整備実施計画が確定されたっていうふうに受けとめました。これ確定されるということになれば、もう大きな変更は不可能ということになります。これほど切羽詰まった段階で住民への説明を1カ月先延ばしにするということは大変まずいことだというふうに思いますが、経過を

教えてください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） まず実施計画（案）の説明の時期という点でございますが、こちらにつきましては実施計画（案）ができた時期、こちらが昨年12月の下旬となっております。12月の地域連絡協議会は12月12日に夜6時半から開催しております、その際に実施計画（案）ができるということの中で、説明の場をいただきたいということで協議会の中に諮ったところでございます。

ただ、当時、12月15日に市議会全員協議会を予定していたものですから、その後の開催ということで委員の皆さんに話を持っていったところでございますが、日程的に12月末に開催するのが調整が双方の中でできなかったところから、翌年をまたいだ中でことしの1月開催時に説明をしたところでございます。

ただ、実施計画（案）につきましては12月の28日、今参加しているおよそ20団体、こちらのほうには郵送で送付のほうはさせていただいてるところでございます。その結果がございますので、1月については協議回数を3回という形でふやした中で協議のほうはさせていただいてるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 協議会に前から示された日程表っていうのがあって、この12月12日にはこの実施計画（案）の説明というのがされる予定だったんです。ところが、されなくて、終わってから、終わる最後の段階で日程調整12月中に何とかしてほしいって4団体の側から言ったけれども、そんなにしょっちゅうできないよっていうんで1月になったわけですよ。これは、これだけ切羽詰まった段階で4団体の側のこれは落ち度ですよ。12月、今正直に言われたけど、市議会議員に説明が終わってなかったから周辺住民に説明する機会をおくられたわけですよ。これはその事前の4団体側の段取りが悪かったからですよ。こういうもう切羽詰まった段階で1カ月説明がおくれることになったのは、これは住民団体の側ではなくて、やはり4団体の側の重大な責任だと私は思います。こうした対応の一つ一つが住民の理解を遠ざけていくというふうに私は思うわけです。

4団体の最近の説明では、平成17年の理事者合意で共同処理施設用地として桜が丘の用地を借用することが合意されたということですが、これについては間違いないでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいま質問のございました平成17年度の理事者合意、こちらにつきましては、平成25年2月に開催しました市民説明会、こちらの際にも配付しました資料にも掲載させていただいたわけですが、3市共同資源化事業のこれまでの経緯ということで、冒頭のところで説明等はさせていただいてるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これ、17年に理事者合意で用地が決まったという説明、最近してますけれども、19年度には調査報告書が出されて、説明会に私参加したんですが、想定地、桜が丘のここだっていうのは、ここに建てるってことなんですかって住民から質問が出て、このとき衛生組合側は、想定地というのはそこにもし建てるとしたらこういう建物になりますよということであって、そこに建てることと決めたわけじゃないんですという説明をしてるんです。一貫して周辺住民に正面から説明するというのを避けてきてる。

8年前の平成20年6月議会で採択された陳情の6項目、この説明についても、基本構想ができないと説明できないというようなことをこの議会でのやりとりもありました。そういうことで、住民への説明がおくれにおくれてきてる。そしてわずかこの実施計画が確定される数カ月前の段階でも、1カ月もこの住民への説明がおくれる、ということです。

平成25年1月8日の4団体確認書でようやく周辺住民の理解を得ることを前提に進める、ということで正面か

ら向き合う姿勢を示したわけですが、わずか数カ月で放り投げて理解を得られないけれど進めるという強硬姿勢に転じました。こういうことが住民の理解を妨げているというふうには私は考えるわけです。

その点でいうと、行政は一生懸命説明してるのに全然理解してくれないんだということではなくて、理解してもらえないような対応をしてきた行政側の責任、これをきちっと正面からまず認めるいうことをしないと、住民の理解など前へ進むわけがないというふうには私は思うんですが、この点いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 市民の皆様からの御要望というか御意見に沿った説明等ができていなかった点、これらの点につきましては、先日他の議員のところでも申し上げましたが、コスト比較ですとか、そういったところがここでお示しをさせていただいたというような状況でございますが、それ以外の点につきましても、それぞれ計画等を作成していく中でそれぞれ適切な時期に説明をしてきているというふうには思っておりますけれども、なかなか地域住民の皆様が御理解がいただけないという点につきましては、我々もその辺につきましては今後も引き続き地域連絡協議会を含め、地域にそれぞれ半径800メートル、桜が丘の施設の半径800メートルの地域内にお住まいの方々に対しましても同様に説明をしていかなければいけないだろうというところの中で引き続き取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 時間ありませんが、2月初旬に寝屋川に行ってきました。行政側も寝屋川の施設行ったそうですが、施設だけ行って周辺住民の方々からの話聞いてきてない。私はこういうことをやってちゃだめだというふうに思います。

それで、2度目ですけれども、改めて、一度ああいう施設できると健康被害が出て簡単に操業をとめられるものではないということを感じて帰ってきました。さまざま疫学調査を、もうその学会の権威による疫学調査も採用されない、それから530マイクログラム／立米という高濃度なアセトアルデヒドが検出されたり、やはり高濃度なホルムアルデヒドが検出されても正確な調査ができていなかったということで不採用とされて追加調査も行われないということです。

結局、健康被害の原因がどこにあるのか、これを住民の側が完全に証明し切らなければ操業をとめられない。でも、本来は環境リスクや健康リスクを伴う行為を行う側がその安全性を立証する責任を負うべき、それが予防原則というものだと私は思います。

伺いますけれども、廃プラ施設を建てても健康被害はあり得ないというふうにいえるのでしょうか。いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 私どもといたしましては、資源物処理施設を建設するに当たりましては、健康被害のおそれのない施設として、さまざまな環境対策、要するにハイスpekクと言われているような環境対策を行うこととして現在進めております。

寝屋川の問題等もいろいろ聞いてございますけれども、一方には、今議員から少しお話が断片的にございましたけれども、裁判ですとか公害等調整委員会におきましても当該施設との健康被害の因果関係はないという判断の中で現在も操業されてるというふうには聞いております。

私どもがこの環境対策におきましては、寝屋川市が行っている施設の、超えてですね環境対策を行っていくという形の施設をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 健康被害はあり得ないという答弁はありませんでした。

それから、寝屋川の状況は、証明し切れていないということであって、関係ないというふうになったわけではないんです。それは言うておきます。

それで、断言はできないんです。寝屋川でも施設周辺の11の化学物質の合計濃度は14.1マイクログラム、基準値下回ってますが、TVOC濃度は5,000とか1万マイクログラムを超えることもある。99%以上の化学物質は特定も測定もできない未知の化学物質ということですから、ちょっとほかにも言いたいことあるけども、いうことです。寝屋川の施設は市街化調整地域で周りにほとんど民家ない。そんなところでも被害が広がってます。すぐ裏が社宅、隣が特養ホーム、60メートル先にはマンションなどという地域で住民の理解を得ることなく強行すべきではないというふうに考えます。

寝屋川では市長がかわって、平成30年4月稼働で市の焼却施設を更新するというので、サーマルリサイクルも念頭に廃プラリサイクルのあり方についても調査、研究、検討している、いうことで、これは寝屋川市から説明を受けました。

こういうことも含めて、今これはね、もう時間がない、この寝屋川の事例を見ても、この廃プラ施設と焼却施設は全く切り離して進めても十分に対応可能だということだと思います。立ちどまって十分検討すべきときだということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

1番として、東京街道団地の建て替え計画と創出用地の今後の活用について伺います。

平成7年10月、東京都の資料によると、4階建てから12階建ての38棟、計1,828戸を第1期、平成14年、第2期、平成17年、第3期、平成20年の予定で建て替え計画が発表されています。

平成28年の現在東京街道団地は1号棟から23号棟と32号棟から34号棟、計26棟の建設が終了しています。

この間、さまざまな状況の変化により結果的にこのような形になったことと思いますが、改めて、①として、東京街道団地の建て替え計画について、これまでの経過と現状、今後の計画について伺います。

②として、建て替えに伴う創出用地の活用について伺います。

アとして、所有地の活用による地域の福祉インフラの整備事業については、高齢・少子・障害・政策的医療に対する方針が示されています。清原地域の課題やニーズに応じた福祉インフラの整備についてどのような考えかお聞かせください。

これまで一般質問で、例えば住民の方が気軽に相談に訪れることのできる新宿戸山ハイツにあるような暮ら

しの保健室のような設置ができないか、また住民の方が顔を合わせて買い物が楽しくできるようなことはできないか、また清原児童館の老朽化の問題など、清原地域の課題について質問させていただきました。さらに、福祉の分野では、やまとあけぼの学園の施設の老朽化、発達支援センターの設置の必要性なども取り上げてまいりました。

これらの課題解決にこの創出用地を活用して取り組むことを検討するお考えがあるのかお聞かせください。

また、さきに挙げた都の方針の中には、複合型サービス事業所ということも挙げられています。厚生労働省では、介護や保険を共生型施設の普及を限られた施設や人材を有効に活用するため、サービスの効率化を図るために検討されているようです。

そこで、イとして、医療・介護・生活支援・子育て・防災などの複合的なインフラ整備が必要だと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、2番、多摩湖ランの推進について伺います。

ことしも3月20日に伝統の多摩湖駅伝が開催されます。

そこで、①として、ことしの多摩湖駅伝の開催内容、参加人数や新たな取り組み等について伺います。

②として、これまでも多摩湖ランの推進に必要な環境整備について、皇居ランの盛り上がりやお台場ランニングコースなどを参考にさまざまなことを議会で提案させていただきました。多摩湖周遊道路は適度な起伏があり、すぐれたランニングコースであることは多くのランナーが訪れている事実が証明していますが、多摩湖周遊道路のランニングマップの作成や距離表示をすることがさらに多くのランナーが多摩湖に来てもらうために必要だと訴えてまいりました。そこで、②として、ランニングマップ作成や距離表示のその後の取り組みについて伺います。

③として、多摩湖ランを推進することで2020年オリンピック・パラリンピックに向けて貢献できることがあるか伺います。何といても、多摩湖は日本初女子フルマラソン大会開催地であります。

改めて女子マラソンの発祥の歴史をひもといてみると、1960年代までは女子がマラソンを走るのは生理的に困難であるとの見解が信じられていました。そのような中、1966年、ボストンマラソン大会に主催者に隠れて女子のランナーが完走しゴールしましたが、主催者は同時刻に同じコースを走った通行人として記録を認めませんでした。

その後も非公式に女子も参加を続け、1972年に初めて正式に女子の参加が認められました。その後、国際陸上競技連盟が史上初の女性限定マラソン大会として公認したのが1979年開催の東京国際女子マラソンです。多摩湖での日本初女子フルマラソン大会が行われたのはその前年、1978年4月16日ですから、民間の主催大会だったとはいえ、どれだけ先進的な取り組みであったかが改めてわかります。その後、オリンピックで女子マラソンが正式種目となるのは1984年、ロサンゼルスオリンピックです。

日本初女子フルマラソン大会開催地である多摩湖の魅力を大きく発信できるまたとないチャンスとして、2020年のオリンピックをどう迎えていくのかお聞かせください。

大きな3番、保育ママ——家庭福祉員について伺います。

保育ママについては、以前質問させていただいたときには市内に保育ママさんは一人もいらっしゃいませんでした。現在市内には2人の保育ママさんが誕生しています。また、平成27年4月から国の制度として子ども・子育て新制度がスタートしたことによる新たな変化もあると思います。

そこで、①として、当市の保育ママの現状と課題について伺います。

アとして、保育ママの人数と体制、保育定員の年齢と人数。

イとして、保育ママからの要望とその後の対応について。

ウとして、今後の取り組みについてお聞かせください。

大きな4番、食品ロス削減について伺います。

食品ロスとは、まだ食べられるのにごみとして捨てられてしまう食べ物のことをいいます。食品ロスの削減は、今や世界共通の課題です。世界中で一日に約4万人の人が飢餓で命を落としている一方、地球全体の食料の3分の1に当たる13億トンが無駄に捨てられています。

日本では年間642万トンという膨大な量の食品ロスが発生しています。自給率の低い日本は食料を大量に輸入し、そして大量廃棄していることとなり、人道的な視点からも大きな問題です。食品ロスの廃棄に伴う小売店の利益の低下や自治体においては処理費用の負担など、何もいいことはありません。また、食品ロスと聞くと、大量に捨てているのはスーパーやレストランだと思いがちですが、実は食品ロスの半分は家庭から発生しています。

世界規模の問題も私たちの足元の生活から少しでも解決できるのではないかと思います、質問させていただきます。

そこで、①として、食品ロスの削減に向けて、意識啓発として行えることがあるか伺います。また、その効果についてどのように考えるかお伺いいたします。

ア、家庭での取り組み。

イ、学校での取り組み。

ウ、市としての取り組みについて伺います。

②として、フードドライブとは、家庭で余った食べ物を持ち寄り、それをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクに寄附する活動ですが、環境市民の集いでフードドライブに取り組むことができるかお聞きします。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔19番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東京街道団地の建て替えの経過と現状及び今後の計画についてであります。東京都は、平成11年度に第1期建て替え工事に着手して以来、これまで第2期、第3期の建て替え事業を実施し、平成21年度までに約1,400戸の建て替えを完了しております。現在は後期建て替え計画の見直しを行っており、平成29年度以降に新たな都営住宅約660戸の建設に着手する予定とのことであります。

次に、清原地域の課題やニーズに応じた福祉インフラの整備についてであります。東京都は現在創出用地の活用について検討しているところであります。

市といたしましては、東京街道団地の課題やニーズを踏まえ、誰もが安心して暮らせるための公共公益施設や生活支援機能の誘導について、今後必要な調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療・子育て・防災などの複合的なインフラ整備についてであります。高齢者や子育て世帯などの皆様の地域での暮らしを支えるためには、身近な生活圏に医療や介護、買い物などの機能が備わっていることが重要であると考えております。

現在東京都が活用の検討を行っているところでありますので、今後必要な調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、多摩湖ランの推進についてであります。多摩湖周辺の道路は昭和53年4月に日本で初めて女子だけのフルマラソン大会が開催された場所でもあることから、市では平成26年3月に記念のモニュメント、水の精像を設置し、多摩湖周辺のすぐれたランニング環境のPRに努めてきたところであります。

こうした効果もあって、平成28年度で26回を数える多摩湖駅伝大会は、参加チームが400を超える多摩地域でも有数の駅伝大会へと成長することができました。市では、これからもこの大会を通じ、多摩湖周辺のスポーツ環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、ことしの多摩湖駅伝の開催内容と詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、家庭福祉員、いわゆる保育ママの現状と課題についてであります。現在お二人の方に保育ママとして事業を実施していただいております。保育定員につきましては、いずれも5名、内訳はゼロ歳児が1名、1歳児が2名、2歳児が2名と設定して保育をお願いしております。

次に、保育ママからの要望とその後の対応についてであります。保育ママを終了した児童の受け入れ先となります連携保育施設の設定の要望がありましたので、平成27年4月からのぞみ保育園と連携の協定を締結しております。

次に、今後の取り組みについてであります。保育ママにつきましては、現在の保育の需要を踏まえ、桜が丘地区等保育の需要が多い地域で事業を行ってくださる方を引き続き募集してまいりたいと考えております。

次に、食品ロスの削減に向けての家庭での取り組みについてであります。農林水産省によりますと、平成24年度における日本の食品由来の廃棄物等のうち、いわゆる食品ロスは年間約642万トンと推計されております。廃棄物の減量という観点から、家庭における取り組みとして、冷蔵庫等の家庭内の食品在庫を管理し計画的な買い物をすること、また食材を使い切ることや食事を残さず食べることなどが考えられます。

次に、食品ロスの削減に向けての学校での取り組みについてであります。学校では、食品ロスの削減に向け食育の改善・充実を進めております。各学校では年間を通じ担任による指導のほか、栄養教諭や栄養士と連携した指導も行なうなど、食育の充実が食品の食べ残しを減らすことに結びついていくよう努めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市としての取り組みについてであります。現在の取り組みといたしましては、食材を無駄にしない方法等について市報やごみ分別ガイドなどにより周知しております。

今後につきましても、廃棄物減量の観点から引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境市民の集いにおけるフードドライブの実施についてであります。フードドライブとは、家庭にある缶詰やレトルト食品などの保存食品を募り、食料を必要としている方々に提供する活動であります。福祉の視点、また廃棄物減量の視点からも有効であると考えておりますので、環境市民の集い実行委員会の皆様にお伝えしてみたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、ことしの多摩湖駅伝大会の開催内容につきまして御説明をいたします。

ことしの多摩湖駅伝大会は、多摩湖周回コース、公園周回コース、合わせて446チームと昨年を17チーム上回る申し込みをいただきました。ことしの大会では、東京都のスポーツ振興等事業費補助金を活用し、ロンドンオリンピック代表、マラソンランナーの藤原新選手が所属するアラタプロジェクトのメンバーを招待選手と

してお招きし、大会を盛り上げていただきます。また、これまで遠方より大会に参加する選手の方々から御要望の多かった選手の駐車場につきましても、西武園ゆうえんちの御協力により、有料ではありますが、確保することができました。

次に、ランニングマップや距離表示など、その後の取り組みについてであります。多摩湖自転車道路への距離表示につきましては、今月に入りまして東京都北多摩北部建設事務所と共同で日本初女子フルマラソン大会開催地を記念し設置した水の精像の前を拠点として、多摩湖全周、多摩湖半周及び公園周回の3コースに1キロメートルごとの距離表示を路面に行いました。また、ランニングマップにつきましては、現在多摩湖駅伝大会のホームページの中でコースマップをお知らせしているところであります。

今回、路面表示を行いました3コースにつきましては、現在産業振興課が作成している東大和市観光マップの中で掲載する予定となっております。

次に、多摩湖ランを推進することで2020年オリンピック・パラリンピックに向けて貢献できることについてであります。ただいま御説明いたしましたとおり、ランニングマップや路面表示などの取り組みを進めることで多摩湖周辺のランニング環境が整備されますので、今後多摩湖を見ながら楽しんで走る方がふえるのではないかと期待しております。そのことが2020年のオリンピック・パラリンピックに対する関心をより一層高め、機運醸成につながるものと考えております。

以上でございます。（「もう一つ」と呼ぶ者あり）

次に、食品ロスの削減に向けての学校での取り組みについてであります。学校におきましては給食の食べ残しが発生しております。給食の食べ残しを減らすための取り組みとして、献立の工夫により児童・生徒の口に合うようなメニューの提供や、完食した学級を表彰する奨励策を実施しております。

また、食育の指導におきまして、身近な畑でとれた地場野菜の紹介なども行い、野菜への親しみを持ってもらえるよう努めております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、早速再質問させていただきます。

街道団地の創出用地については先ほどもたくさん質問がありましたが、改めてこの建て替えについてのことで幾つか伺いたいなというふうに思っているんですけども、29年度をスタートとしてさらなる建て替えを行っていくということを伺いましたが、今現状はあそこがどうなってるかといいますと、例えば上水道の東京都の耐震化工事のためにたくさん敷地が使われていたりとかするんですが、あの工事がどれぐらいまで続くのか、また660戸を増設するには何棟ぐらい建つのか、またあそこにまだ北15号棟、16号棟という昭和30年代後半に建てられたいわゆる高層のところが残っております。もう一つ北17号棟と、それは昭和52年、3年の、そこはまだ耐震化が大丈夫だという確認がとれているところがございます。北17は置いておいたとしても、この15、16を残した状況で建て替えが進んでいくのか、もし今現状でわかっていることがあれば教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地の建て替えのエリアの中で、今水道局のほうは震災などに備えて水道のバックアップ機能の強化を図るための送水管の整備を行っております。その工事の予定ですけど、東京都からは平成29年11月ごろまでということですので予定を伺っております。

それから、今後660戸程度の住棟を建てるということなんですが、何棟ぐらい建ち上がるかということなんですけれども、詳細については東京都からまだお話を伺っておりませんのでわかりませんが、大体既存の棟数、

それから戸数をベースに考えていきますと、単純計算ですが、660戸には10棟程度の住棟が建つんではないかというようなことを考えております。

それから、既存の15号棟と16号棟についてでありますけれど、こちらのほうは1階のほうに店舗が併設されているような建物になっております。こちらの区域につきましても建て替えの区域に入っている区域ということなので、したがって、建て替えの対象になっている区域というふうに捉えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

あくまでも建て替えが進むことによる創出用地ができて、その後の活用について皆さんいろいろお話を今されているところなんだというふうに改めて理解をするわけですが、私がこの②のアで触れている都有地活用の福祉インフラの整備事業というのは、既にある都有地の活用が既にこういう形でやりますよ、だからどなたかやりませんかということをもう公募してる段階のこの事業について少し示させていただいておまして、そういうことであれば、街道団地も創出用地が当然できるわけですから、福祉的なところを補える、本市において有利、また今住んでいらっしゃる方たちの福祉向上のために使っていけるようなことを考えていけないかということで質問させていただいております。

さまざまいろんな、先ほど来の御質問もありましたけど、そうはいっても、この都有地の活用でいつも思うんですが、あくまでも所有者は都なわけでごさいますし、都の意向もありますし、時代の背景もありますし、また今回特に都知事が変わられて、福祉を充実させていくんだというような、そういう知事が変わるということで方針も変わりますし、またその都営の入居者資格の見直しなんかが行われても、その地域のニーズというのはさまざま変わっていくわけで、そういうときに今私が確認したいのは、ある都有地、今はまだ創出用地として東京都の何局が持っているのかなかなかわからないんですけど、そういう創出用地をどうしようかということを決めてくまでにはいろんな経過とかいろんなステップとかがあると思うんです。

その中で、市が担えること、市がやらなきゃいけないこと、市の意見を反映させるために何をしなきゃいけないのかというところで、とてもわかりづらい質問で申しわけないんですけど、その都有地の活用というところで市の意向というのはどういう形で反映をしていくことができるのかというところを伺いたいです。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都有地といいますが、先ほど御質問者のどこの局が所有でというようなところもいろいろあると思うんですけど、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、向原団地については既に建て替え事業が終わっています。その創出用地の活用については都市整備局がプロジェクトを実施する位置づけです。東京街道も建て替え事業を行っていますけれども、建て替え事業に伴って創出される用地については同じようにやはり都市整備局が所管してプロジェクトを実施したいとしているところで今は進んでおります。

ただし、ここが非常にまだわからない部分なんですけれども、現在その都有地の活用について委託に出したりとか、都庁内部で検討しておりますので、その結果によってはまだわからない部分もございまして、現在では都市整備局がプロジェクトを進める用地だという捉え方をしております。

そこでどう市がかかわれるかといったところでございまして、建て替え事業を進めているところについては、建て替えによって地域にどういったことが、東京都のほうで貢献できるかといったような意味合いから、地域の望むものといったようなものを要望することによりある程度受け入れていただければいいところもございまして、

ただそこには、東京都の中にあります要綱に基づいた形でいろいろなものが整備されるということで、実際

今まで整備で進んできた中には集会所の整備があったり、シルバーピアの整備があったりとか、公園の整備もそこに含まれています。そういった基盤整備的なことも含んで既に行われてきているものもございますので、それにあと残された用地でどのくらいのことができるかといったようなことを調整しながら今進めているといったようなところで、その中では、希望として先ほど公園の機能としてはスポーツもできるようにだとか、あと創出用地については市が何か事業をするというような、福祉の事業をしたいというようなことは言えなくても、プロジェクトとして事業者を募集するときには、福祉であったり、医療であったり、日用品の販売をするようなお店であったりだとか、そういったことの経営をできるような事業者を誘導するようなプロジェクトをぜひ行っていただきたいというようなことを伝えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　なので、まだまだこの可能性があるけれども、不確定要素が多い創出用地の用途なんだというふうに理解をします。

今さっき申し上げた既に整備が決まっているところはこれに使えますよということを言って募集をかけていたりすると思うんですけど、医療、皆さん御存じのように清原地域は市内でも特に高齢化率が高いという中で、そういうことへのさらなる可能性、地域包括ケアシステムも見直されて、どこまで在宅で見ることができるかというようなことも社会的な問題になってますし、またますます進む少子化とか、さまざま人口構成が変わっていくという中で単身高齢者というのもふえていくとか、すごい右肩上がりじゃない新たな時代に突入していく中で、さまざま検討しなきゃいけないときに、先ほども厚生労働省が複合的にやることで、例えばもしかしたら調理場所が高齢者と保育と一緒にして調理するスペースが一緒だったら効率的だとか、そういうところから始まって、既存のものでは賄えなかったし、既存のように数を建てたり量をつくっていくということがまた今後さらに負担を生むのではないかということも見えてきている中で、その創出用地をより有効に使っていくというところでは、本当に工夫と知恵とアイデアとということがまだまだ求められるし、またそういうことを考える余地がまだまだあるのかなというふうに思います。ただ単に高齢者施設、保育施設という縦割り事業じゃなくて、かつての都営団地というのは1階に商店がだーってあって、そこでお買い物できてって。でもそれが30年、40年たったときには空き店舗になってしまっただけというような私たちが踏んできた過去の経験もあるわけですから、もう少し緩やかに、多様に、そしてコミュニティーが壊れないように地域社会が結びつくような形で事業者も参入してもらいたいですし、地域の福祉も向上してもらいたいなというふうに思います。なので、今足りないからこれというふうにはまだまだ言い切れない部分もあるなというふうに思います。

あとはやはり本当に高齢化から超高齢化に入っていく中で、新たな取り組みも当然必要になってくると思いますので、それは、今現状、清原の街道団地が抱えている課題というのはやはり10年、20年で解決する課題ではないのかなって思いますので、この超高齢化に対する対策というのはどうしても必要になっていくかなと。今まで何百メートルまではお買い物に行けたけれども、もっと短い距離じゃないと日常の買い物が困難、でももっと近ければ自分で例えば手押し車を引いても、つえをつけてでも歩いていけるんだってような、そういう環境が整ったりとか、週に一遍だけでもお食事、今も自治会の方たちを中心にそういう取り組みも少しずつ始まっていますけど、単身で暮らしても週に何回かはそこでお食事できることでコミュニティーが保たれるんだってようなことも含めて、もっと複合的に、もっと知恵を出していく必要があると思います。これは要望ですが、この点について市はどのようにお考えでしょうか。最後この質問、よろしくお願いたします。

○都市建設部長（内藤峰雄君）　先ほどもお答えいたしましたけれども、東京都のほうで今活用について検討し

ているところでございますので、いただいた要望をお伝えし、市としてもやはり地域の方たちがどういったことを望んでるかといったようなことも大切なものだと思っております。東京都も同じように自治会等にヒアリングしたりとかして進めていくというふうに向っていますので、今後ここについては、現在都市計画の一団地の住宅施設で、住宅しか建たない位置づけになっておりますが、それを見直し、今御質問者の要望がございましたけれども、そういったものを可能とする地区計画に都市計画変更をしていくという手続もまだございます。そういった中で地域の方たちの御意見を伺うという場もございますので、そのような形で、都に要望する、またあわせて市も連携して進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、福祉、福祉とって、せつかくですから、福祉の分野でもうちょっと先のことを考えて、もう先駆的、東大和の例はすごいってと言われるような夢も少し入ってるぐらいのあれで、もし福祉部長の御意見がいただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほどから都市建設部長からも御答弁させていただいておりますし、議員のほうからもさまざまお話しただいたところでございます。

高齢者の方がやはり一番不便を感じている事柄ということでは、日常の買い物に不便とか、あと病院とか、診療所のほうに通院が不便であることとか、それからあと、内閣府の調査では高齢者の方、65歳以上の方の2人に1人の方が住みなれた自宅で介護を受けて、最後まで本当は過ごしたいというふうに言っているというところでございます。

そういったことを考えますと、やはり日常の住みなれた地域の中で衣食住を円滑に行えて、住みなれた自宅で医療や介護を安心して受けられるまちというのが必要になってくると思います。そういったところで、あそこの清原の団地については市の中で突出して高齢化率が高いということで、54%、65歳以上の方がもう既にいらっしゃる。それから、75歳以上の方が既にもう33%になっているというような状況の中で、ただそういった高齢者の方たちの御希望を踏まえながら、コンパクトにそういったさまざまなものが集約できて、住みなれたところで最期の看取りまで含めて考えられるようなモデル的な地域になればいいのではないかとというようなことでは、私ども福祉部の所管としては考えてるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） あそこに行けば大丈夫、最後楽しく暮らせるって殺到して、たくさん高齢者の中で、今以上にもっと私たちの世代が65、75になっていったときには単身で暮らされる方がふえるのかなってという個人的な予測もあると、そういうところが出ていくといいかなっていうふうに思っております。まだまだ具体的にはさまざま困難なこともあると思いますけれども、何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、多摩湖ランの推進について伺わせていただきます。

ことしさらに17組ふえて、多くの方が当市の宝である多摩湖を訪れていただけるということで、ここ何年かずっとこの質問をさせていただいている中で、もうちょっと進んだらいいかなって思うのは、市内産業がちょっとでも活性化するような取り組みができればいいなというふうに思っていて、例えばことし参加賞としてお土産で渡されるものの品物を教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 多摩湖駅伝の参加賞でございますが、当市が喜多方市と友好都市を結んでいることから、そういったことも兼ねまして喜多方ラーメンの詰め合わせを参加賞として出しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） それはとても大事なことだと思います。ただ、せっかく東大和に来たんだから、うまべクッキーの一枚ぐらい入っててもいいのかなとか、そんなふうに思うのは私だけでしょうか。せっかくゆるキャラグランプリでいい成績も上げたことですから、例えば子供たちでメダルをかけるときに、金メダルもかけてもらうんだけど、うまべ金メダルも一緒にかけてあげるとか、何かそういうもう少し東大和のものをアピールできたりとか、また狭山茶の産地ですから、なかなか買ってくださるところは難しいのかもしれないし、全て費用がかかることですし、実行委員会がやられてることなのはおわかってるんですけど、どうしたらいいかわかんないけど、お茶を、いつもこの駅伝の時期は水辺でもありますので少し寒かったりしますから、お茶を振る舞って差し上げることができたりとか、なかなか水道局の土地で飲食というのが難しいということも存じ上げておりますけれども、少しこの東大和の商業が活性化できるような取り組みも御検討いただけないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市の観光大使であるうまべクッキーを使ったメダルを表彰者に贈呈することでございますが、新しいアイデアでございますので、費用面でどのぐらいかかるのかちょっと精査を加えまして、実行委員会の中では委員の皆さんの御意見を伺ってみたいと思います。

また、多摩湖駅伝大会では、これまで市内団体によるパンの販売を行っておりましたが、今年度は東大和青年会議所が30周年を迎えることもありまして、大会会場では多摩湖駅伝のPRも兼ねまして販売、こちらはポップコーンとか綿あめとか、そういった類いのものと聞いておりますが、そういったテントを設ける予定でございます。なかなか、議員さんがおっしゃったように直接水道局用地で販売ができないということから、ちょっと離れた狭山公園の中での販売となりますけれども、今回のそういう青年会議所の販売の結果を見まして、次年度に向けて対応をやはり実行委員会の中で考えてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なかなか大変な中、いろいろ前進させていただいていることに感謝をしております。

今回、招待で来てくださるこの藤原新さんのプロジェクトの方たちっていうのは、もう少し具体的にどういう方たちが来てくださって、多分周回コースを子供たちと走ってくれるとか、そういう感じになるのかと思うんですけども、詳しく教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） ことしの多摩湖駅伝で、先日の東京マラソンも藤原新選手、走りましたけれども、藤原新選手が所属するアラタプロジェクトから参加していただくということで、これはおとし、藤原新のアラタプロジェクトのほうで、これは一般参加ですけども、参加していただきました。今回につきましても、一応皆さんプロの選手ですので記録はとりたいということですので、当面はまず多摩湖一周の周回のコースで4人では走っていただくと。ただ、その後の市民との交流ですか、こちらについてはまだ詰め切れておりませんので、できれば女子フルマラソンのときに行ったような、女子の実業団選手が小学生と一緒に走っていただいたような、そんなこともありますので、何かそういった形で市民とのふれあいができないかなというのは、今後ちょっと詰めてみたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） もう一つ確認させていただきたいのが、市内の中学生の参加がどんな推移をしているかというところなんですけど、中学校の駅伝大会がこの日とぶつかっているところからずらしていただいたりとか、そういうことも御努力いただいたと伺っているので、特にまた市の中学生、陸上部も頑張っていると伺っているので、ちょっとこの辺の推移を教えてくださいなと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 中学校の多摩湖駅伝大会の参加の推移でございますけども、具体的な数値は持っておりませんが、24回大会、こちらの大会までは市内男子の部、市内女子の部というクラスを別に設けてございました。このときはなかなか参加チームが、喜多方のチームを入れてやっと入賞にそろそろぐらいのチームでしたが、主な理由としては、今、議員さんがおっしゃいましたように、中学校の東京駅伝の日程と重なっていたことが原因ではないかなと考えてございます。

しかしながら、東京駅伝との日程がずれたこともありまして、今年度の多摩湖駅伝大会のチームでは、こちらは市内の部というのは廃止しまして、中学生の部という形でやらさせていただきましたが、中学生チームが現在50チームの申し込みがある中で、市内の男子が11チームです。市内中学女子チームが35チーム中11チームと市内中学生の参加がかなりふえてきたと。こちらは喜多方市のチームは加えておりませんので、これを加えるとともにふえるなど、このように考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。さまざま御努力いただいて感謝しております。こういう子供たちにまたそのプロの選手とともに走るような機会がぜひあればなというふうに思っております。

続きまして、2番のランニングマップの作成と距離表示ということで、私も先日拝見をさせていただきました。モニュメントのところ、同じ位置からスタートラインのようにこの一周11.825キロ、半周7.242キロ、公園周回コースが2.407キロという形で距離表示がされておりました。周回コースですから、そこから走ってぐるっと回ってそこに戻ってくればそれだけ走ったということが公式な数字として発表されたことは大変に意義深いというふうに思っております。

そうではあるんですが、この半周の7.242というのは、もしかするとそろそろ変化があるかなと思ってるんですけども、中堤防の耐震化工事っていうのがされる中で、この駅伝のコースに影響が出るのかどうか、お伺いできればと思うんですけども。

○社会教育課長（村上敏彰君） 私のほうも来年度から水道局による上堰堤の補強工事が実施されることは承知しております。工事期間中は多摩湖駅伝大会の上堰堤の歩道が使用できないことが想定されますので、実行委員会の中では、来年度以降の多摩湖駅伝大会、仮に使えなくなった場合はどうしようかということでコース変更の検討をしております。

具体的には、キロ表示を行っている、先ほど議員さんのほうから申しあげました11.825キロを多分途中で中継を入れてですけども、そういったコースの駅伝コースと、あるいは前回の下堰堤の耐震工事をやったときに行いました下貯水池の南側の道路を往復する形での駅伝コース、このような2案を検討しております。本年4月に実行委員会が再度開かれますので、その席では事務局側としては両案に係る費用的な積算を、概算ですけども、お示しして、6月ごろまでには来年度のどちらで行うかということを決定していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 多摩湖の村山貯水池の堤体工事の関係につきましては、市の各部署、いろいろと関係がございますので、今、企画財政部のほうでいろいろとその各部署からの取りまとめということで、私のほうから今の件で1点だけ申し上げますと、堤体の耐震の工事で多摩湖駅伝のほうはコースとして影響を受けるのではないかなというところの懸念はございます。

ただいま、東京都の水道局のほうに、市としてなるべく影響を受けない工事の進行をというようなことも含

めまして、調整あるいは申し入れをしてるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そんな難しい質問じゃなくて、今回してもらっている距離表示もきちんと整備ができてる道路には、路面に青に白い字で書いていただいている、路面補修ができてないところはこのフェンスのところにキロ表示が出ておりますので、そういう意味では流動的に、こういうこともまだできる可能性もあるので、そういう意味では今後もそういう形で整備を進めていただきたいなというふうに思っております。

ランニングマップについてはちょっとまた後ほど触れさせていただきます。

その中で、先ほども申しましたように、2020年オリンピック・パラリンピックに向けて、この多摩湖のランニング環境のすぐれているところを発信していければなというふうに思っております。

この初マラソンが行われたときに、外園イチ子さんという方が優勝者ということで、モニュメントのときに鹿児島から来ていただきましたけれども、ちょっと私ももう少ししっかり勉強すればと思ってたんですけども、実はゴーマン美智子さんという方が走られております。この方は実はすごく女子マラソンの中では、日本にとっても、また世界にとっても、とっても意義のある方なんだなということを改めて今回確認をしまして、先ほど言いました初めて女子がマラソン大会に出たボストンマラソンですけども、これはオリンピックに次ぐ古い陸上競技大会ということで、日本人選手では瀬古選手が2回ほど優勝していますけれども、日本人女子選手は優勝者がまだいないとされておりますが、この日本出身で米国籍のゴーマン美智さんは2回優勝していると。この方が実はこの1978年、多摩湖で初マラソン大会が行われたときに多摩湖を走ってくださっているということで、改めて初マラソン大会の意義をいろんな幾重にも、本当に先駆的な取り組みだったんだなというふうに改めて感じました。残念なことに、昨年お亡くなりになられたということで、せめて招待状だけでもお出しできればよかったかなって少し思っております。本当にそういう世界的なランナーが走ったんだということもさらに発信していければというふうに思っています。

そして、ここ10年ぐらいの間に世界的なランナー、今も多摩湖を走ってくださっているというふうに聞いております。エチオピアの方が走っているというふうに伺っているんですけども、このこと、おわかりでございましたら教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市内にお住まいのアスリートの方がエチオピア選手の指導を行っていることは存じ上げています。その方につきましては、昨年11月に行われました第1回のさいたま国際マラソンの際にも、エチオピアからいらっしゃった招待選手の来日の際には、大会が終わった後、御自宅のほうで何日間か面倒を見られたというふうなことも伺ってます。実は埼玉大会で結果がたしか10位ぐらいだったと思いますけども、なった翌々日ですか、東大和の御自宅のほうに戻られた際には、うちの市長のほうに表敬訪問もエチオピアの選手にはしていただいたこともございます。

そういった形でいけば、市内のアスリートの方に今後も引き続きいろいろな意味で御指導等仰げればな、このように考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私のほうで伺ってるのは、この市内の方がボランティアでエチオピアのランナーの支援をしているということは、多分もう十二、三年ぐらい前はもっと多摩湖を使って練習をしていたっていうのは、その支援してる方がここがすぐれた環境だから、ここで練習するために市内に移ってきたっていうぐらいのラ

ンニング環境だということを知っております。今なかなか大会が、いろんな意味で、東京マラソンが始まって、女子の大会とかがさまざま動く中で、今なかなかかつてとは違う練習とか、かつてとは違う来日の仕方にはなっているようですけども、現実、世界のトップを走るであろうエチオピアのランナーが多摩湖を練習場に行っているということは事実でありますので、このことも何らかの形で市の中で発信ができたりとか、また例えば2020年までの間に少しでも東大和市の子供たちと触れ合う中で新たな国際理解が深まればいいかなというふうに思っております。

私もその支援してる方から伺ったのは、なぜエチオピアの、しかも女子ランナーなのかっていうことで、エチオピアは最貧国であります。その人たちが、もちろん肉体的には走ることに非常に向いている肉体をお持ちの中で、こうやって世界の大きなマラソン大会で勝っていく、勝って賞金をいただいていく。その賞金はエチオピアに戻って、その本人だけではなくて、仕事を起して多くの人たちの雇用を生むことができるぐらいの賞金の価値があるということで、もちろん走ること、マラソン大会で勝つということも支援をしているわけですけども、そのことがもたらすその後の選手を含めたエチオピアの地域社会の中での貢献度ということまで考えて長年支援をされているというふうに伺っております。そういうことをきちんと学んでいくことがオリンピックを通して世界を身近に感じていただけるチャンスになるのではないかなというふうに考えます。

かつて、ホストシティ・タウン構想についてもお話をさせていただきましたけれども、なかなか今からここをホストシティにというふうに決めるのは難しい部分もありますけれども、現実こうやって御縁のある国の選手を東大和の子供たち、また東大和の市民の方たちが応援できるような形で情報発信したりとか、また交流を持ったりするということではできないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほど、多摩湖のところでエチオピアの選手とその指導者の方が多摩湖で練習したりしてるというのは私も承知をしております。その指導してる方につきましては、今年度のロードレースで走り方教室というのをやりまして、どうしたら効果的に走れるかとか、御指導いただいたこともございます。こういう指導者の方に今後もかかわっていただくということは大事な事かなと思っております。

そのエチオピアの選手についても、例えば大会とちょっとまた違うときに、例えば学校の現場に入るとか、いろんなことはできるかと思うんですね。まだ事業としてこれは確立していませんけども、東京都の補助金とかを使う中で、いろいろこういう方々にも御協力いただいて事業ができるかなとも思いますので、今後さまざまな角度からこういう方々の御協力をいただけるかどうかということも考えていきたいなと思います。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

東京オリンピックに向けては、東京都もさまざまな施策を打って、補助金も含めてあるのかなと思います。今回、さまざままた少しマラソンのことで調べていたら、先ほどおっしゃっていた方も市内で会社をやってますけど、その会社も東京都スポーツ推進企業に27年度、全国で、東京都ですかね、大きな会社いっぱいありましたけど、102社の中でその方の会社もスポーツ推進企業ということで表彰されていたりします。

その関係で、たまたま東京都スポーツ情報ポータルサイト、スポーツTOKYOインフォメーションというホームページを見ておりましたら、市区町村でランニング、サイクリング、ウォーキングが楽しめるコースが照会できる窓がありまして、東大和のところをクリックしたらまだコースが載ってなかったんですね。隣の武蔵村山さんは載ってて、それは自治体の情報提供によりまして書いてありましたので、距離表示もしていただきましたし、ぜひそういうところを御利用していただいて、さらに多摩湖のランニングコースを宣伝してい

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 東京都のスポーツ情報ポータルサイト、スポーツTOKYOインフォメーションへ武蔵村山市のほうではかぶと橋コースや野山北公園・六道山コースが紹介されていることは承知してございます。このサイトへの掲載は、昨年9月、東京都が行った東京都公立スポーツ施設調査に基づきまして、都民のスポーツ施設の検索の利便性を図ることを目的として立ち上げられたと認識してございます。

当市におきましても、本年2月に多摩湖自転車道路を中心に多摩湖全周、多摩湖半周、公園周回のコースが整備されましたので、次回の調査では掲載に向けた取り組みをしてみたいと、このように考えております。以上でございます。

○19番（東口正美君） よろしく願いいたします。

多摩湖ランに関して、最後にもう一つだけ提案をさせていただきたいと思っております。

2028年には、初大会から50周年になります。なかなかフルマラソン大会をやってというのは難しいのかもしれませんが、せつかくですから、まだ12年ありますので、この50周年に向けて何らかの大会を開けるような形で、多摩湖駅伝と一緒にいいのか、それはいかにマラソン大会を開くのが難しいのかというのもこの議場で確認をさせていただきましたので、どういう形がいいかわからないんですけど、フルマラソン大会開催から50周年ということ、ぜひ市で取り組みをいただきたいと思っております。要望にとどめさせていただきます。

次に、保育ママについて伺います。

27年4月から国の制度が変わったことでの変化をもう少し伺いたいと思っております。

その前に、今、預かりが両方とも5人になっているということで、たしか保育ママさん1人では3人までですけれども、この5人が預かれる体制というのをもう一度確認させてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育ママさんで5人預かれる体制の場合でございますが、保育ママさん1人では3人までのお子さんをお預かりいただくということになります。補助者をつける場合には5人までお預かりいただくということになっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今、うちの2人の方の補助の状況というのもわかりますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 3月現在お二人の方ともに補助員をつけていらっしゃるって、5人ずつお預かりいただいているということになっています。お一人につきましては保育士さんで、資格を持っている保育ママさんで、補助員につきましてはそれぞれ資格、ごめんなさい、お一人については資格がない方が補助員につかれています、もう一人の保育ママさんにつきましては資格をお持ちの方が補助員としてつかれています。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

ちょっとここから少しお金のこと、金額について、この国の制度になったことでまず保護者の支払う保育料についての変化を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 保護者の方の保育料についてでございますが、新制度に移ることによって一律ではなくなりました。その方の収入状況、所得の状況に応じて保育料がかかります。ゼロ円から最高5万5,100円ということで、市のほうで算定しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） いわゆる認可保育園と同じ基準になったという理解をさせていただきます。

それで、保育ママさんへの支払われるお金というのは、1人当たりという形に、預かるお子さんの人数によってということになると思うんですけども、常時5人いるわけではないと思うんですが、この辺が1人当たり保育ママさんへの報酬というのはどのようになってますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 以前の新制度の前の制度では、お子様1人当たりにつき運営費として8万1,200円、それから保育料ということで3万5,000円いただいております。ですから11万6,200円、これが1人分の運営費ということで、その人数分ということで徴収していらっしゃいましたけれども、新制度になりまして新しく仕組みが変わりました。公定価格ということで、お子さん1人預かると幾らということで定められております。その内容は、基本分といたしましては16万3,230円、こちらが基本分になります。このほかに、処遇改善加算、資格加算、補助者加算、それから家庭的保育支援加算、障害児加算、賃借料加算といろいろな加算のお金がつきます。そういうことで、それがついたお金が1人分お子さんを預かるということになりますので、例えばそれを3人預かっていたらばその3倍、5人預かっていたらば5倍ということでお支払いをさせていただくことになります。

ただし、保育料は市のほうで算定いたしまして、保育ママさんのほうで徴収していただくこととなりますので、今、先ほど申し上げた公定価格から保育料を差し引いた金額を保育ママさんにお支払いするという事になっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 先ほど伺いました補助者への報酬はどのような形で支払われるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 以前の制度では補助者雇用費ということで月5万円ということでしたけれども、今度は新しい制度では補助者加算ということで、お子さん1人当たりにお幾ら補助者加算がつきますよということになります。人数によって違うんですが、お子さんが4人以上であると、預かっている場合には2万8,250円、3人以下であると2万4,040円、これ掛ける預かっている人数分のお子さん掛ける12カ月ということになります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） そうしますと、この保育ママさんがいて、補助員さんがいて、5人預かりますよという体制を整えていても、そのとき、その月によっては3人だったり4人だったりっていう中で、差額が出てくる中で同じことを維持していかなきゃいけないという御負担があるという理解でよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 正直申し上げて、本年度、27年度につきましては、4月、5月、6月、当初は預かるお子さんが少なかったんでございます。ただ、11月以降はほぼどちらの保育ママさんも5人ずつになっております。理由としては、やはり給食を開始したこと、それから連携保育施設を確保したこと、それからだんだん認知されてきたということでお客さんが集まってこられたんだと思うんですけども、基本的にはそうでないときもありまして、3人であっても補助者を雇われている場合には、5人分本当は預かれるんですけども、3人分で運営していただくということになっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。それは多分保育ママに限らず、保育園、認定こども園等もその園児によってさまざま補助金の額とかが変わってきてしまうのかなというふうに思います。

そうはいえ、この連携保育園ができたということは、いろいろな意味で、以前質問させていただいたときには、やはり一番困るのは、生身の人間ですから、いざというとき、預かってるお子さんを預かれなく、例えばインフルエンザにかかってしまうこともあるでしょうし、御家族にさまざまなことがあるという中で、連携保育園の存在というのは多分要望も強かったでしょうし、ここがかなったことで幅が広がったのかなというふうに思っております。

改めまして、ゼロ、1、2歳の子が次に行くという意味での連携もあるということで、この連携保育園との協定内容というのはどういうふうになってるのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 連携の内容でございます。今お二人の保育ママさんにはのぞみ保育園と連携の協定を結んでいただいております。

連携の内容ですが、幾つかございますが、効用としては、まず卒園児には優先的にのぞみ保育園に入園できる、それから行事に参加できる、運動会とかですね、それから健康診断、保育相談等も一緒に受けられることになりました。それから、園庭とかプール、附帯設備も使うことができます。あとは代替保育ができるようになりました。こちらにつきましては1日当たり5,000円ということでお子さんをのぞみ保育園に預かっていたこととなります。保育ママさんのほうで風邪とか冠婚葬祭で用事があってどうしても保育できないというときにつきましては、お子さん1人当たり5,000円をのぞみ保育園さんのほうに保育ママさんがお支払いいただいていたこととなります。それからあと給食を開始したと、このようなことが連携の内容でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

この代替保育をしてもらうということでお金は保育ママさんが支払うということで、5人預かっていると1日2万5,000円になるのかなって、ちょっとなかなか負担的にはどうなのかなっていう部分はありますけれども、やはりこの連携保育園ができたということは安心な要素があるんだなというふうに思っております。

この連携保育施設園協定を結ぶことでもたしか保育ママさんからお支払いしてる金額があると思うんですけども、教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 連携を結ぶことによって毎月お子さん1人当たり2万5,000円をお支払いしていただいております。12カ月ですから30万円ですかね、ごめんなさい、これはお子さん1人や2人ではないですね、月2万5,000円の12カ月で30万円、連携費用ということでお支払いしていただいております。そのほかに、先ほど代替保育は1人1日当たり5,000円でございます。それから、給食費として児童1人当たり月2万7,200円、このようなことで連携の協定書を結んでおります。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なので、この5人預かっているときはこういうことも負担感が薄らぐけれども、やっぱりこの人数によってはそういうところも、都、国基準によってさまざまよくなった部分もありますし、連携保育園ができてよくなったところもあるけれども、やっぱり常時何人いるのかというのはやはり大きいんだなというふうに改めて確認をさせていただきました。ちょっと詳しくいろいろ金額を聞かせていただきましたけ

れども、ここからもし保育ママになりたいなという人たちが、この議事録が一つの参考になればいいかなというふうに思っております。

今後の取り組みということで、当市ではやはり桜が丘地域であれば保育需要が多いので、さらに保育ママさんになってもらえる人がいればありがたいということだと思っておりますけれども、もう一つ、改めて保育ママになりたいときに、昔のイメージですと、恐らく自宅の一室に決められたスペースがあつて、自分の家族がその条件を満たせば自宅で保育ができるという状況が保育ママさんのイメージだったんですけど、恐らく今これだけさまざまな基準をクリアしなきゃいけないという中で、場所を借りたりとか、また自宅の中でも少し、そのままというわけじゃなくて、少しおうちに手を加えたりとかっていう必要が出てきたりするのかわかるかと思われるんですけども、例えばその初期の準備としての何かそういう援助は現在あるのでしょうか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 開設の準備に当たってのお金ということだと思いますが、当市におきましてはそのような補助金はちょっと出してございません。現在は損害の保険料の補助ということで1万円、それから細菌検査料、これはギョウチュウ検査の関係ですけど、そのお金は補助させていただいております。

他市では、市によっては開設準備金というのが用意してる市もあると聞いております。

以上です。

○**19番（東口正美君）** ありがとうございます。

保育のこの、全般的には待機児童解消ということで、あらゆる手を使って保育定員を拡充していくということが求められているとは思っておりますけれども、そういう中で、家庭的に保育をしていただける保育ママさんという方たちが市の中でどういところで保育を担っていただくのかということ、この市の保育ニーズに合わせて考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

ただ、非常にやりがいのあるお仕事で、私自身もいいなって思う仕事でもありますから、今頑張ってください保育ママさん、またこれからぜひやってみたいっていう方たちの応援ができればいいなというふうに思っています。いい形でまた、預けたお子さんたちが健やかに育ってもらうことが一番ですので、そういう形でまた今後とも私ができる応援はしていきたいというふうに思っております。

以上で保育ママの質問は終了いたします。

続きまして、食品ロスについて聞かせていただきました。

当市では特にごみ減量ということで、そういう観点から環境の問題、廃棄物の問題ということで食品ロスのことをいろんな形で進めてくださっているとは思っておりますけれども、先ほどもまずは家庭での取り組みが半数、半量を占めてるということで、市報でさまざまお知らせもしてるということですけども、改めて家庭でできることをもう少しアピールできればいいかなというふうに思っています。買い物前に冷蔵庫をチェックしたり、皆さんやっていることですけど、その中で改めてもう一度考えなきゃいけないかなと思ってるのが、賞味期限と消費期限の差を知ってということが大きいのかと思うんですが、賞味期限と消費期限の差というのはどういふものなのでしょうか。

○**環境部副参事（長瀬正人君）** 賞味期限と消費期限の差ということでございます。

賞味期限につきましては、おいしく食べることができる期限ということでございます。また、この期限を過ぎてもすぐに食べられないということではないということでございます。

また、消費期限でございますが、こちらは期限を過ぎたら食べないほうがよいといった期限でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 皆さん御存じだと思いますけれども、改めてここを確認するだけでも廃棄物が減るのかなというふうに思っています。

先ほど、消費期限というのは、それを過ぎたら食べないほうがいいっていう、食べちゃいけないわけじゃなくて、食べないほうがいい、この辺も改めて家庭の役割って大きいかなって思って、先ほども「足が早い」という言葉って今の子供たちって通じるかなっていう話をしてたんですけど、豆腐の足が早いっていうのはどういう意味でしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） いわゆる足が早いということですが、傷みやすい、悪くなる時期が早いといったことかと思えます。

以上です。

○19番（東口正美君） なので、私の子供のころもそういうふうに言われて、これは足が早いから早く食べなきゃいけないよとか言われて、どうしたら食べちゃいけないのかって、別に食べちゃいけないものを食べさせられはしませんでしたけど、そういう変化が早く訪れる食べ物にはこういうものがあるよというのを家庭で教わってきたかなって思うんですけど、今は何にでも数字が書いてあって、その数字を過ぎたら食べないほうがいいけど、基本的には食べちゃだめになるわけですから、廃棄につながるということなわけですね。

なので、この辺ももう一重家庭で教えていけることなのかなっていうふうに思ったり、あとスーパーで買い物をするときに後ろからとりがちですけども、きょう食べるんだったら賞味期限、消費期限が近くても問題がないわけですから、そういうことを心がける。これはすごいスーパーでお仕事されている人たちにもっとそれは言ってもらいたいって言われるぐらい、本当にここの心がけだけで違ってくるのかなって。気にして買っても冷蔵庫の中でだめにしてしまうということもあるわけですから、小まめにチェックをして、今は何かすごい、冷蔵庫の中に入っているものが全部コンピュータでわかるような冷蔵庫も開発されてたりするので、もっともってそういうことができるようになるのかなっていうふうに思いますけれども、家庭で担えることっていうのもあるのかなっていうふうに思っていて、こういうアピールも、知らない世代が知らない世代になっていくわけですから、もうちょっと公の場所で家庭で取り組める食品ロスみたいなことを市でPRしてもらいたいなっていうふうに思ってます。

次、学校ですけども、学校、さまざま取り組みをいただいているのは知ってます。食缶がゼロになったら褒めてくれるとかっていうのもしてますし、先ほど、口に合うメニューっていうのが一番食品ロスを減らすっていうふうに言っていたんですけど、人気のあるメニューというのはどういうもので、残りがちなメニューというのはどういうものなのか、おわかりであれば教えてください。

○給食課長（梶川義夫君） 学校給食におきまして人気のあるメニューというと、私どものほうで認識しているのはやはりカレーですとか揚げパンといったようなものがやはり返ってくる残菜の量としては少ないというふうに認識しております。

また一方で、残りやすい、残菜として我々のほうで多いと認識してございますのは和食でございます。例えば白い御飯を何かほかの副食と一緒に出した場合に白い御飯が残ってくるというのは、我々課題として捉えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうですか、何とも悩ましいですね。栄養士さんが考える中でカロリーベースとして当然穀物をとらなきゃいけないという中で、なかなか代替ができる、メニューの工夫がしようがないのが白

米、御飯なのかなって思いますけれども、改めて認識をさせていただきました。そうすると、メニューを考えると、白い御飯を考えるということなので、大変だなんていうふうに思います。

そういう中でも、食育に力を入れることで減らしていける部分もある、地産地消のこととか、また先ほど触れましたけど、世界の子供たちの食料事情なんかも、学校で取り上げなきゃいけないことたくさんあって大変だなんて思うんですけども、食品ロスという観点からお取り組みをいただければと思っております。

もう一つ、この食品ロスが環境の問題として、残念ながら残ってしまった残菜の取り扱いについて、当市で御努力いただいていることがあると思うんですけども、教えていただければと思います。

○給食課長（梶川義夫君） 給食センターのほうで回収されました食べ残し、それから給食の調理過程で出ます野菜くず、こうしたものを委託業者のほうにお願いしましてリサイクル、堆肥化しております。こちらの堆肥化したものにつきましては、希望があれば農家様のほうで御利用いただけるということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 希望があれば農家の方でということなんですけど、それはちゃんと全部農家の方のところで使われているかどうかということまでは市のあれじゃなくて、堆肥化してくださっている先のお話ということで理解をしてよろしいでしょうか。

○給食課長（梶川義夫君） 市内の農家の場合には、私どものほうのセンターに連絡いただきまして仲介をさせていただきますが、現在のところ、市内の農家様のほうではそういった御利用はないということでございますが、ただ市内の小学校でPTAの方が学校内の畑でこちらの堆肥化を御希望いただきまして、落ち葉と一緒に御利用いただいているという例は把握してございます。

以上でございます。

済みません、追加させていただきます。

それから、先ほど私どものほうでお願いしています業者のほうで、その会社のほうの近隣の農家で活用されてるという例も把握してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 献立のメニューから、またその最後の廃棄のところまでさまざま御努力いただいております。また、今後こういう取り組みをしたらさらに食品ロス、学校の給食食べ残し、減るかな、メニューの開発ということもあると思うんですけども、ありますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 学校教育の中でもさまざま食育のことについては取り組んでいるところで、食品ロス削減のことについても関連する授業等も行っているところです。

例えば道徳の授業においてはもったいないというような、そういうような精神を取り上げて授業を行ったりとか、また先ほど消費期限、賞味期限という話がございましたけれども、中学校の家庭科の授業においても冷蔵庫での保存の仕方、例えば購入した食品は品質が損なわないように衛生に保存するというようなことだったりとか、品質が低下する前に食べられるように計画的に購入するとかってというような指導はしているところでございます。

いずれにしても、いろんな教科でこの食品ロス削減については関連が深いところ、社会科の授業においても戦後の食糧難のところからも食に対する、食というのは大切なんだというようなことも指導できますし、さまざまところでの教科で連携を図りながら食育を進めることで、この食品ロスの削減については指導が徹底できていくかなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

御答弁いただいたように、もったいないという言葉、言っていたのでちょっと御紹介させていただきますけれども、もともともったいないという言葉は日本で古くからある言葉なんでしょうけれども、この言葉が一躍注目を浴びたのは、ケニアのワンガリー・マータイさんが2005年、京都議定書の関係で日本に来られたときにこの言葉を知って感銘を受けた。このもったいないという言葉は、3Rプラスリスペクトイコールもったいないというふうにあって、3Rというのはリデュース、リユース、リサイクル、皆さん御存じだと思うんですけど、このことにリスペクト、かけがえのない地球の資源に対する尊敬の念が込められた言葉、これがもったいないだということで、日本の中で改めてこの言葉の意味を教えてもらいながら、マータイさんはこのもったいないという言葉の一つのキャンペーン運動として広めていったということで有名ですけども、やはり私たちの中に本来あるもったいないということが世界を変えていく力になるんだなって今回また改めて思いました。

さらに、次に市で取り組めることということで、今も当市はさまざま廃棄物のこと、環境のこと、たくさんの方がいろんな形で取り組みをしてくださっております。

今回一つ御提案したかったのは、フードドライブの取り組みができないかなということで挙げさせてもらったんですけども、このフードドライブ、近隣市でやっているところがあれば教えてください、やっってる事情がわかれば。

○環境課長（関田孝志君） ホームページなんかを見ますと、近隣市ですと小平市で実施している状況だということのを把握してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） もう少し詳しく、どのような形で集められた食材を寄附してるのかということまでおわかりでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 私のほうも情報的にはホームページを見た程度でございます。小平市のホームページによりますと、リサイクルキャラバンというようなものの関連の中で、陶器、磁器の回収、こういったものの一環としてフードドライブということで未利用食品の回収ということで、家庭に余ってる缶詰、インスタント、レトルト食品、パスタ、こういったものを持ち寄っていただいて、その後、集めたやつをフードバンクに寄附をするというようなシステムというふうに把握してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

家庭でということで、自分自身に置きかえて提供できるかなというふうに考えたんですけど、うちまだ食べ盛りの子がいるのでそうでもないんですけど、例えば贈答品とかで余りふだん、その家庭ではいただいたんだけど召し上がらないものとか、アレルギーがあってとかってということで、でも捨てるにはもったいないって思ってるような食材が各家庭にはあるというふうに聞いております。

環境市民の集いでっていうふうに具体的に提案をさせていただいたんですけども、既にたくさんの市民の方の御協力で食器のリサイクルをされたりとか、また小型家電とかもそこに持ってきてイベント回収していただいたりとか、そういう意味ではいろんな環境のことを考えながら市民の人たちは集ってこられるのかなって。そのときに、食品棚も見ていただいて、ああまだこれ賞味期限あるけど、うちじゃちょっともう食べないかな

って思うものが提供できる場として、ひとつ総点検の中で環境市民の集いを迎えるという形でこのフードドライブに取り組みないかなというふうなことで提案をさせていただきました。

こういうことも含めて、市が一番取り組めるのはやっぱりこういうことを徹底すると食品ロス削減ができますよっていうことを広く広報していただくっていうことを一番市にはお願いしたいんですけども、この環境市民の集いでフードドライブも含めて市で今後取り組みそうなことがあれば教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど市長からも御答弁をさせていただきましたとおり、市でも市報等、また廃棄物の減量等に際しましてもそういったものの広報、告知はさせていただいておるところでございます。

私どもがちょっと調べた中で、松本市が結構こういったところを率先して実施をしております。事業者向けですとか、御家庭向けに、残さず食べよう！30・10運動というようなことで、そういった運動も環境省のモデル事業としていろいろなものも実施しているというところもあります。

先ほどの運動につきましても、農林水産省の食品産業局長賞などをいただいているというふうなところもホームページのほうでも記載をさせていただいております。

何分、市民の皆様の御協力があつてこそというふうなところもございます。市といたしましても、こういったところも含めまして、福祉面も含め、またこういった減量施策につきましても市民の皆様はどういった形で情報提供ができるかということになるかと思えます。減量につきましては、ごろすけだより第1号を発行させていただきましたしまして、いろいろな御評価をいただいております。引き続きこういったところの媒体も使いながら、またホームページをさらなる情報提供に向けまして見直しを含めまして市民の皆様に情報提供していければというふう考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

今回は、食品ロスについて、家庭で、学校で、そして市で何ができるかということで質問をさせていただきましたけれども、この取り組みは今いろんな形で進められていて、企業でも積極的に取り入れをされております。

農林水産省は、昨年度から飲料や賞味期限が180日以上菓子については納品期限を長く設定するようなことを小売店に推奨していたり、また食品関連事業者では、ホテルニューオータニは、廃棄した食品を肥料にするコンポストプラントを導入して、1日5トン出る食品廃棄物を発酵させて契約農家に提供している。

また、大手スーパーでは、先ほど言ったようなフードドライブのような形で、セカンドハーベスト・ジャパンというのがこの受け入れを背負ってくれている一つの団体でありますけれども、そこにフードバンクとして品物を提供していたりとか、また隣の立川では、立川グランドホテルでは食べ残しをおうちに持って帰るというドギーバッグという制度を導入していて、これは幸せのお裾分けボックスということで注目を浴びてるんですけども、これはある大学のゼミ生がアフリカに留学し、そこでやはり飢餓の状況を見て、日本に戻ってきて、それとは余りにこのギャップのある飽食と大量廃棄の状況を見て、この関係性をどうにか少しは変えられないかということでゼミでさまざま話し合いをする中で、このドギーバッグにアフリカの子が描いてくれた絵を張って、そのドギーバッグを1回使ってもらうと12円のお金がアフリカの子たちのところに届くという仕組みを考えたそうです。この12円というのは途上国の子供たちの1日分の給食費に当たるという形で、このドギーバッグを使った人はおうちに持って帰って自分の食べたおいしいものを家族に少しお裾分けができ、さらにアフリカの子供たちの給食費になるという、こういう仕組みを考えたということで、これを立川グランドホテルは採用をしているという形で、毎日食べる身近な食品がやはり世界につながって、私たちもそうやって世界

に支えられて日々の食で命をつないでもらっているわけですので、当市としてもここにお力を入れていただければと思っております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成28年第1回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は5項目に関して質問をさせていただきます。

1つ目として、眼科疾患の検査についてであります。

情報の90%は目から入ってくると言われております。ITが急速に進化し活用している現代において、私たちは目を酷使している状況にあります。

眼科疾患の中でも緑内障は中途失明原因の第1位で、目の成人病と言われ、失明者の24%が緑内障の失明と言われております。緑内障は、眼球の中の眼圧が上昇することにより神経が損傷を受け視野が徐々に欠けていき、放置すると失明の危険性がある病気であります。40歳以上に20人に1人の割合で発症すると言われております。緑内障は自覚症状がなく、実際に治療を受けている患者は2割にすぎません。10人に8人は潜在的緑内障にもかかわらず、自分では気づかず放置している、私もその一人でありました。緑内障の早期発見には定期健診が必要であります。

ここで伺いをいたします。

①として、市で実施している各種健診で眼科健診の検討がなされたことがあるか。

②といたしまして、発症に気づきにくく失明率の最も高い緑内障検査の実施について市の考えは。

2番目といたしまして、健康寿命の延伸についてであります。

コウソク化が急速に進む我が国にとって、健康で長生きは皆の願いでもあります。そのためにはさまざまな施策が必要と考えます。

当市における健康ポイント制度導入においては、過去にも我が会派の議員より代表質問、一般質問でも必要性を訴えておりますが、進捗が見えません。

ここで伺いをいたします。

①として、現在取り組んでいる施策について。

②といたしまして、健康ポイント制度の導入について。

アとして、具体的な内容と実施時期についてどのように考えているのか。

3番目として、防犯カメラの設置についてであります。

現在防犯カメラは犯罪の抑止効果、住民の犯罪不安の軽減などに大きな効果があると考えられ、全国各地でも犯人逮捕につながる大きな成果を上げております。当市でも防犯カメラを活用した地域の安全対策として、学校、通学路はもちろん、危険箇所の道路、公園等に設置することは重要だと考えます。

ここで伺いをいたします。

①現状の防犯カメラの設置状況について。

アとして、学校の通学路などの防犯カメラの設置経緯について。

イとして、設置後の効果について。

ウとして、今後の取り組みについて。

エとして、犯罪防止につながる防犯カメラの増設について市の考えは。

4番目といたしまして、公共施設の整備についてであります。

昨年の定例会でも2度ほど質問をさせていただきましたが、その後も市民からの根強い要望もあり質問をさせていただきます。

①として、施設トイレの整備の状況について。

アとして、洋式化と悪臭対策の進捗状況は。

イとして、今後の取り組みについて。

②特別教室のクーラー設置について。

アとして、対象となる小中学校の特別教室の数は。

イとして、今後どのような計画で進めていくのか。

5番目といたしまして、商店街の空き店舗対策についてであります。

市内を循環してみますと、空き店舗、事務所などが目立ちます。長年空き店舗になっているところや、この1年でも閉店が目立ちます。特に玉川上水駅前の商店街は、近隣の人口がふえているにもかかわらず、昨年2店舗が閉店をいたしました。地域の活性化、魅力あるまちづくりをするためには早急な対策、施策が必要であると考えます。

ここで伺いをいたします。

①空き店舗の活用について伺います。

アとして、空き店舗の状況と市の考えは。

②として、地域のにぎわいを創出するための空き店舗補助金活用事業の実施を求めますが、市の考えは。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、眼科検診の検討についてであります。市では健康増進法等に基づき各種検診を実施しており、眼科疾患の早期発見と予防を目的とした眼科検診の実施につきましては検討はしていません。

次に、緑内障検査の実施についてであります。市では、特定健診などの基本健診やがん検診など、法令に基づく検診事業を基本として実施しており、今後のさらなる高齢化の進展や財政負担等を考慮いたしますと、市が独自に行う緑内障検査の実施の考えはございません。

次に、健康寿命の延伸に係る施策についてであります。市では、平成27年3月に健康寿命の延伸を目指しました東大和市健康増進計画を策定し、庁内の各関係部署において健康づくりにつながるさまざまな事業を実施しております。また、国が提唱する健康づくりの国民運動であるスマート・ライフ・プロジェクトに登録し、

市が取り組む健康づくりの活動について全国に発信しているところであります。

次に、健康ポイント制度の導入についてであります。市では多くの市民の皆様に取り組んでいただき、継続していただける制度とするため、事業規模やプログラムの基準、インセンティブを付与する内容などを検討する必要があると考えております。

そのため、健康ポイント制度を導入し、経年的に実施している他自治体の取り組み及び成果を把握し、市の実情に応じた制度の構築に向け情報収集に努めているところであります。

次に、学校や通学路等への防犯カメラの設置状況についてであります。校舎への防犯カメラの設置につきましては、小学校10校に既に設置しております。通学路等への防犯カメラの設置につきましては、平成22年度に警視庁の事業により子ども見守りカメラが25台設置されております。また、平成27年度と平成28年度の2カ年で市内10校の小学校の通学路に防犯カメラを各校5台設置してまいります。

学校や通学路の防犯カメラの詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、公共施設のトイレ整備の状況についてであります。市庁舎においては平成26年度に1階市民ロビー横のトイレの一部洋式化を実施したほか、市民センター等においては施設各階のトイレの一部が洋式となるよう整備を検討しております。また、臭気対策として、日常清掃や換気扇等の活用のほか、市庁舎及び市民センター等の一部においては、利用頻度の高い男性用トイレに尿石付着防止及び消臭効果を有する自動洗浄装置を設置しております。

今後も、利用者の皆様に気持ちよくお使いいただけるよう適切な管理を行ってまいります。

教育施設につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、特別教室のクーラー設置についてであります。特別教室の冷房化につきましては、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送る上で必要と考えております。

平成28年度から、これまで未設置でありました特別教室の冷房化に向けて計画しております。詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、空き店舗の状況等についてであります。市内商店街におきましては、廃業などの理由により空き店舗がふえ、商店街の空洞化が進んでいる状況であります。空き店舗の増加は商店街としての魅力の低下につながり、また防犯上からも好ましくないと考えております。

市では、平成27年度に商工会への補助事業として空き店舗調査事業を実施しておりますが、この調査により現状をより具体的に把握してまいりたいと考えております。

次に、地域のにぎわいを創出するための空き店舗補助金活用事業の実施についてであります。市では新たな創業者を生み出すことにより市内産業の新陳代謝を促進し地域の活性化を図ることを目的に、現在創業支援事業に取り組んでおります。創業支援事業の対象者で市内開業を希望される方に空き店舗調査により把握した情報を提供し、創業希望者と空き店舗情報をマッチングしてまいりたいと考えております。

こういった形での空き店舗の活用に対する支援を行っていく予定であります。現在では空き店舗活用に対する補助金の制度は設けておりません。

今後空き店舗情報の提供事業の成果なども見据えながら、空き店舗活用に関する支援メニューについて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、防犯カメラの設置の経緯についてであります。校舎への防犯カメラは平成18年度に東京都の補助事業を活用いたしまして、小学校10校の校門付近に各校4台の防犯カメラを設置しております。また、映像モニターにつきましては、職員室と事務室にそれぞれ1台設置しております。

通学路の防犯カメラにつきましては、児童の登下校時の安全確保を図る中で、東京都の補助事業を活用いたします。

現在27年度に設置する25台を各学校及びPTAの意向と市全体のバランスを考慮して設置場所を選定しているところでございます。

次に、通学路防犯カメラ設置後の効果につきましてですが、現在御協力いただいております地域の見守り活動とあわせて、通学路防犯カメラの全市的な配置により犯罪抑止策としての相乗効果が得られるものと考えております。

3点目の今後の取り組みについてであります。平成27年度に設置する25台の通学路防犯カメラは、速やかな運用が図れるよう今現在準備を進めております。

また、平成28年度に設置する残り25台につきましては、平成27年度の設置状況や運用状況を踏まえ、計画的に整備をしております。

最後に、防犯カメラの今後の整備方針につきましては、通学路に設置する防犯カメラ及び学校の防犯カメラの適切な管理運用を図りながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、教育施設のトイレ整備の状況についてであります。小中学校の洋式化と臭気対策の進捗状況につきましては、平成27年度に第二中学校において専門業者による尿石除去清掃と、第四中学校において既存タイル床に消臭機能のあるシートを張る工事を行いました。

次に、今後の取り組みにつきましては、平成28年度に第一小学校と第五小学校において、主に1年生が使用するトイレを対象とし、あわせて消臭機能のある床シートを張る計画であります。また、小中学校全校で尿石除去清掃を計画しております。

公民館につきましては、耐震化や老朽化の整備の後、順次実施したいと考えております。また、臭気対策につきましては、日常清掃、換気扇、窓あけなどで継続して対応してまいります。

次に、特別教室のクーラー設置についてであります。今後は未設置となっている視聴覚室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、技術室に設置する計画であります。対象となる小中学校の特別教室の数につきましては、現在のところ73教室と認識しております。

次に、今後の計画につきましては平成28年度から設計を進め、平成29年度に中学校5校、平成30年度に小学校10校で設置工事を進めていく計画であります。また、空調機設置には多額な予算を伴うものであり、引き続き国や東京都の補助の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時35分 延会